

令和5年12月22日  
道路局高速道路課

## 「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」 の改定について

国土交通省では、平成29年12月22日に改定した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を改定しましたので、お知らせします。

近畿圏の高速道路料金については、平成29年12月22日に策定した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に基づき、料金体系の整理・統一や起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現を図ってきました。

このたび、阪神高速道路において

- ・料金水準の整理・統一
- ・大口・多頻度割引の拡充
- ・深夜割引の導入
- ・都心迂回割引の導入

などを行うことにより、これまでの取組を更に進展させるべく、「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」を改定しました。

### <問い合わせ先>

道路局 高速道路課 企画専門官 草野 真史（内線：38304）  
係長 島田 裕仁（内線：38364）  
代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8500

## 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

平成 28 年 12 月 16 日公表

平成 29 年 12 月 22 日改定

令和 5 年 12 月 22 日改定

国土交通省

近畿圏の高速道路の料金体系については、社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会の基本方針(平成 28 年 12 月 16 日)において、大都市圏共通の理念である「料金の賢い3原則」を基本として新しい料金体系を確立することが必要であり、とりわけ、高速道路を賢く使う上で必要なネットワークの充実と賢く使うための合理的な料金体系の整理との両立や、高速道路として一体的なネットワークを形成している路線における管理主体の整理について、特段の対応が必要とされたところである。

近畿圏の関係自治体においては新たな高速道路料金について議論がなされ、国土交通省に対して、料金体系の具体的な提案がなされたところである。これらの具体的な提案を踏まえ、今後のネットワーク充実のための財源確保も念頭に、円滑な交通処理や確実な債務償還も考慮しながら、近畿圏の高速道路がより効率的に賢く使われるよう、料金に関する具体方針(案)を以下のとおりまとめる。

### 1. 今後の具体方針

#### (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

平成29年6月からの料金体系の見直しにあたり、阪神高速の料金水準については、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入するが、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、必要な料金を設定するとともに、利用者の追加的な負担の軽減の観点から、様々な工夫(出資金の償還時期の見直しや料金徴収期限までの追加的な料金負担分の活用等)を行った。

また、物流への影響や非 ETC 車の負担増などを考慮して、当面、上限料金などを設定するとともに、短距離利用の促進により並行一般道の渋滞削減等を図る観点から、利用距離が 4.3km 以下(1 区間利用に限る)であれば下限料金で利用できる措置を行った。併せて、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、現行の大口・多頻度割引について、当面、継続するとともに、大阪都心部及び神戸都心部を通行しない交通については拡充することとし、また、国道43号の沿道環境改善などのため、現行割引のうち、環境ロードプライシング割引や西大阪線に係る割引など

については継続することとした。

ネクスコ西日本の路線の料金水準についても、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入し、均一料金となっていた近畿道、阪和道、西名阪、第二京阪、第二神明については、物流への影響や非 ETC 車の負担増などを考慮して、当面、上限料金などを設定するとともに、現行の割高な料金水準を引き下げることになる第二京阪については、債務の確実な償還の視点やネットワーク整備に必要な財源確保の観点等も踏まえ、大都市近郊区間の料金水準に段階的に引き下げることとし、早くから整備され、料金水準が著しく低く抑えられている第二神明については、料金水準の統一により多数の車が大幅な負担増となることから、ネットワーク整備の進捗や料金変更の経緯などに留意しつつ、当面、現行の高速自動車国道の普通区間を目安に料金水準を設定した。

車種区分については、令和4年4月から5車種区分へ統一を行った。

令和6年度からの阪神高速の料金体系の見直しにあたり、平成29年6月の移行から一定の期間が経過したことや都市部において ETC 専用化等が概成することなども踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、交通結節点と都心部との交通にも配慮しつつ、上限料金を見直す。その際、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線(2期)や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討する。

平成29年6月の移行の際と同様、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、阪神高速の大口・多頻度割引について、更なる拡充を行う。

料金割引についても整理・統一を図る必要があることから、阪神高速について、時間帯別の交通状況も考慮した上で、深夜割引を適用する。

## (2)管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社での一元的管理を行っている。

具体的には、平成30年4月から大阪府道路公社の南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路、平成31年4月から第二阪奈有料道路(大阪府道路公社及び奈良県道路公社の管理)をネクスコ西日本に移管し、阪和道や南阪奈道路等との一元的管理に移行した。

また、阪神高速京都線の油小路線及び斜久世橋を平成31年4月からネクスコ西日本に移管し、第二京阪や名神高速等との一元的管理に移行するとともに、阪神高速京都線の新十条通は京都市に移管して無料とした。

これらの路線の移管に際し、料金体系については、(1)の考え方に従い、現行の高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制を導入し、均一

料金となっていた南阪奈有料道路、堺泉北有料道路及び阪神高速京都線については、物流への影響や非 ETC 車の負担増などを考慮して、当面、上限料金などを設定するとともに、現行の割高な料金水準を引き下げることになる阪神高速京都線や第二阪奈有料道路については、接続する路線との連続性や債務の確実な償還の視点等も踏まえ、第二京阪と同様に、大都市近郊区間の料金水準に段階的に引き下げることとし、現行の割引は廃止した。

また、平成29年6月からの料金体系の見直しにあたり、ネットワーク整備の課題と相俟って、都心部の流入交通の経路選択等に偏りが発生し、これにより特定の箇所に過度な交通集中を招いていること等を踏まえ、大阪及び神戸都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとしており、その後の新名神高速道路の開通を踏まえ、令和6年度からの料金体系の見直しにあたっては同様の措置を講じる。

平成29年6月以降、新名神高速道路や阪神高速大和川線が開通したところであり、令和6年度からの料金体系の見直しにあたっては、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとする。

阪神高速大和川線の開通や関係自治体の提案を踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、大和川線と堺線のジャンクション化の検討を行う。また、検討にあたっては、一般道路への影響に配慮しつつ、大和川線と堺線の乗り継ぎ利用の促進策を講じ、その交通状況の分析を行う。

## **2. 新たな高速道路料金の実施時期**

高速自動車国道の大都市近郊区間の水準を基本とする対距離制の導入などについては、平成29年6月から実施しており、管理主体の統一を伴うもの等について、平成30年4月から大阪府道路公社の南阪奈有料道路及び堺泉北有料道路、平成31年4月から第二阪奈有料道路(大阪府道路公社及び奈良県道路公社の管理)をネクスコ西日本に移管し、阪和道や南阪奈道路等との一元的管理に移行した。

新たな高速道路料金については、地方議会の議決など導入にあたって必要となる手続きを考慮して、令和6年度の早い時期より実施する。なお、具体的実施時期については、利用者への周知期間を考慮することとする。

### 3. その他

#### (1) 戦略的な料金の導入など今後の取組

平成29年度以降順次、阪神高速大和川線や淀川左岸線の開通などの節目を念頭に、料金体系の確立に向けたロードマップを明らかにした上で、道路ネットワークの整備の進展に合わせて戦略的な料金の導入を行う。また、その交通に与える影響を検証するとともに、令和5年7月から実施している東京湾アクアラインにおける社会実験結果等も踏まえつつ、対象となる路線や時間帯などを区切り、交通状況に応じた料金施策を導入することとする。

京都縦貫自動車道など日本海側と太平洋側との連携も視野に入れるとともに、京奈和自動車道など関西全体を広域的に俯瞰して、料金体系等の検討を進める。

#### (2) ETC専用化など

ETC2.0の普及促進を進める料金施策の導入を検討するとともに、ETC専用化に向け、ETCの更なる普及を図る観点から、関係機関とも調整の上、車載器の購入助成の実施も検討する。

# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)

国土交通省 道路局

平成28年12月16日公表

平成29年12月22日改定

令和5年12月22日改定

# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要①

料金の賢い3原則（高速道路を賢く使う上で共通の理念）

① 利用度合いに応じた公平な料金体系

② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

## (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一。
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定。

## (2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社で一元的に管理。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

令和6年度からの具体方針

## (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 阪神高速において、料金体系の整理・統一を更に進める。
  - ・対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定。
  - ・料金割引についても整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施。
- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線(2期)や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。

## (2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- ネットワークの開通状況を踏まえ、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。



# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要②

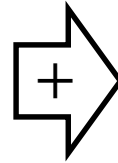
- 平成29年6月の料金改定においては、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心流入割引を導入。
- 今回の料金改定においては、都心部の交通集中を緩和するため、ネットワークの開通状況を踏まえ、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。

## ■大阪・神戸都心流入割引

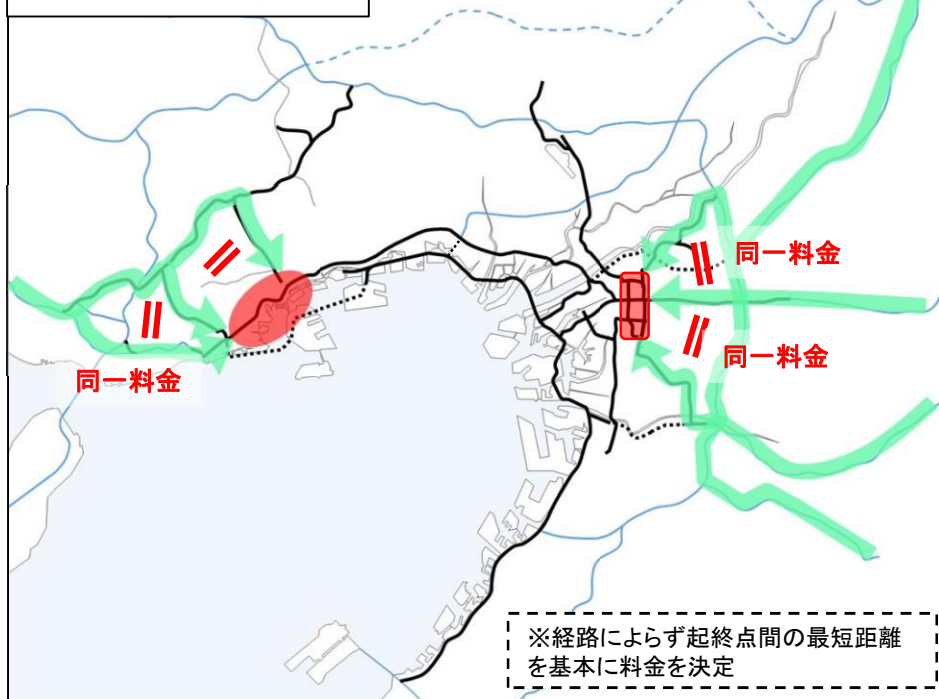
経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

## ■大阪・神戸都心迂回割引

都心部を迂回する経路を利用した場合でも、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定



平成29年6月～



今回料金改定後

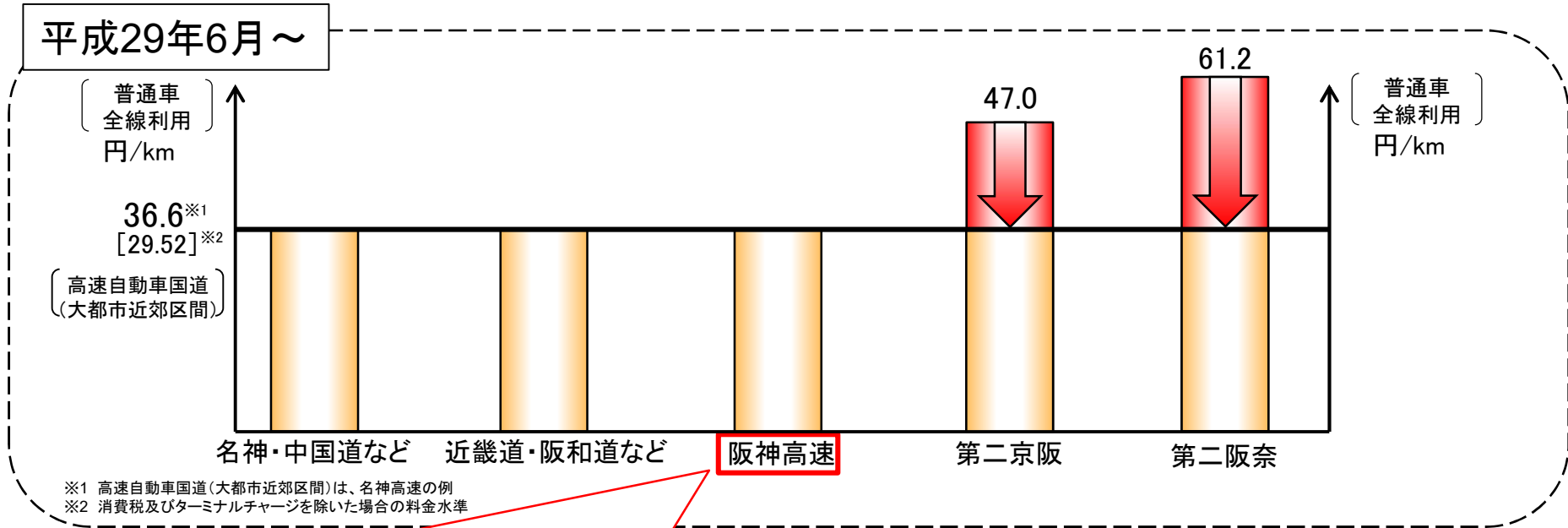




# 近畿圏の料金水準の整理・統一（案）

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。（普通車 1,320円 → 1,950円）

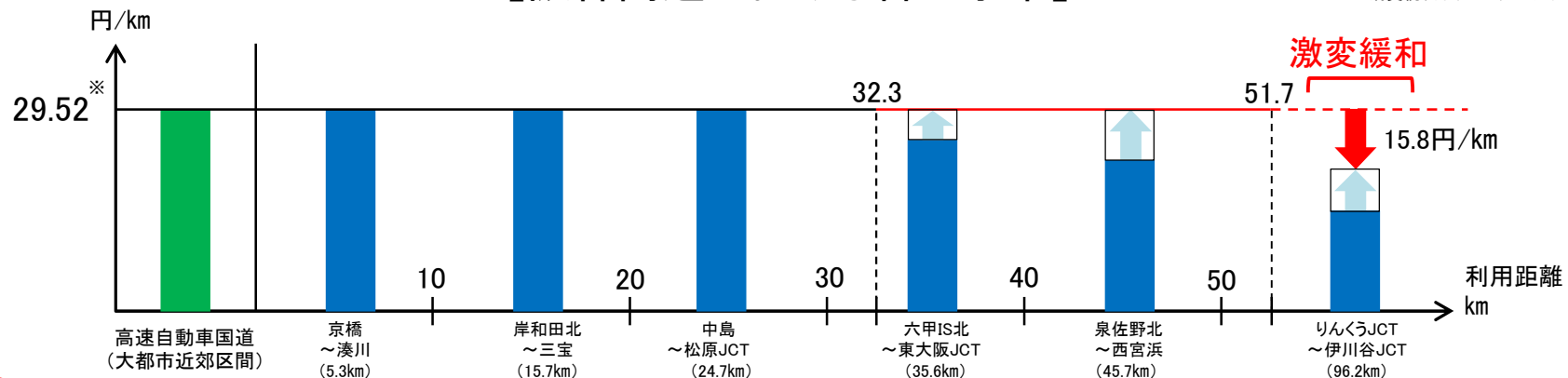
平成29年6月～



今回料金改定後

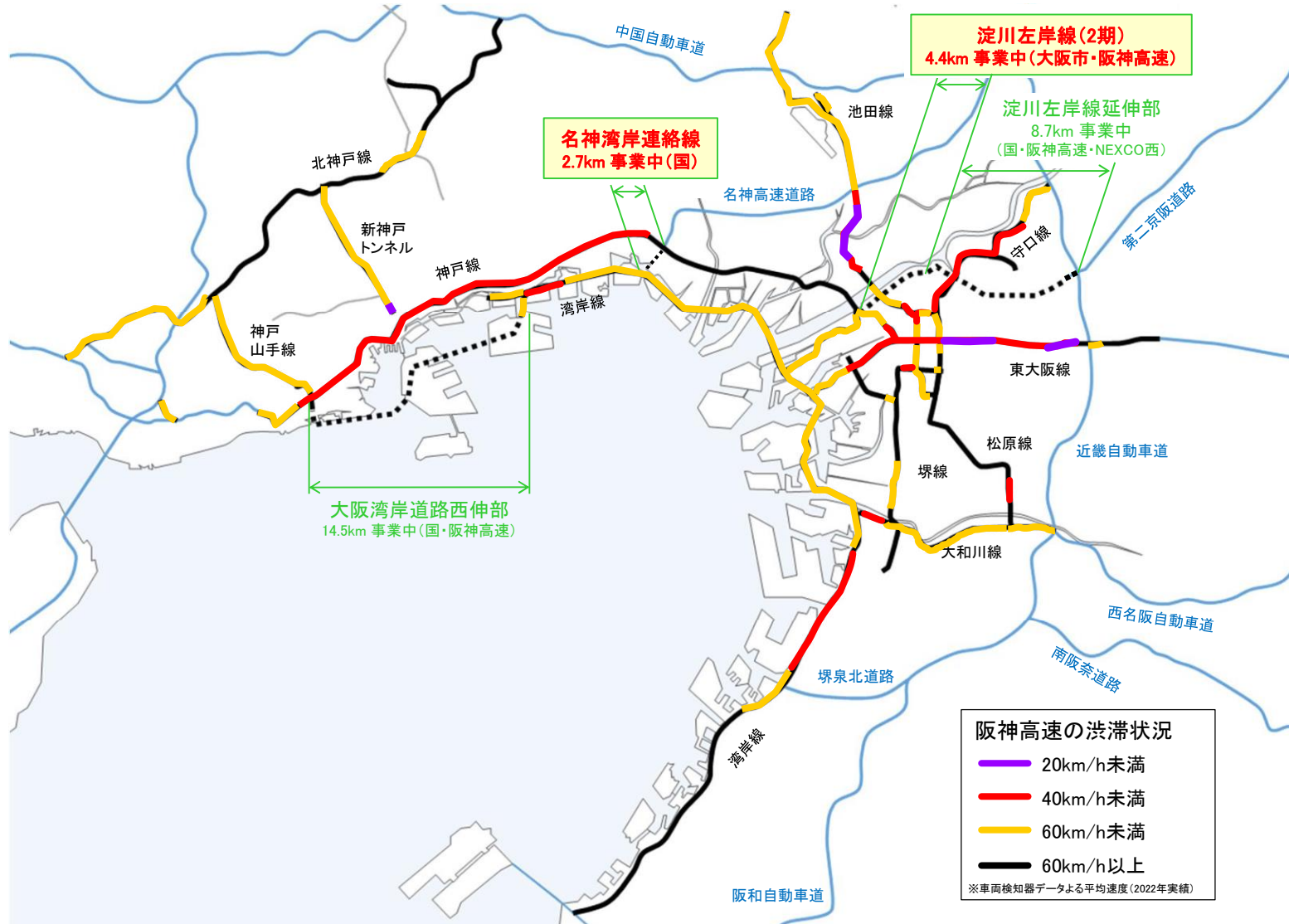
## 【阪神高速における料金水準】

※普通車(ETC車)の場合  
消費税及びターミナルチャージを除く



# 近畿圏内の高速道路ネットワーク整備（案）

○ 令和6年度からの阪神高速の料金体系の見直しにあたり、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。



# 阪神高速の大口・多頻度割引について（案）

○コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、大口・多頻度割引の最大割引率を35%から45%に拡充。

## 【阪神高速道路の大口・多頻度割引の概要】（現状）

主に業務目的で利用機会の多い車の負担軽減のため、ETCコーポレートカードの利用者に対して、割引実施

多頻度割引(車両単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率※1
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%(10%)
10,000円超～30,000円以下の部分	6%(15%【+5%】)
30,000円超～35,000円以下の部分	6%(20%【+5%】)
35,000円超～70,000円以下の部分	8%(20%【+5%】)
70,000円を越える部分	13%(20%【+5%】)

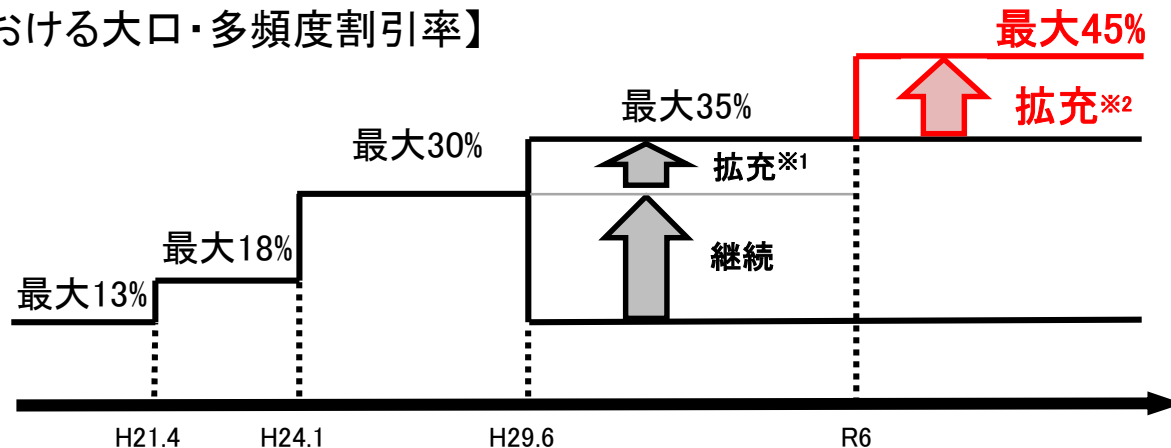
大口割引(契約者単位割引)	
月間利用額(契約者単位)	割引率※1
100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	(10%)

➡ **現行の最大割引率 約35%**

※1 ( )内は令和14年3月末までの割引率。  
 うち【 】内は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の場合の拡充分。  
 注) NEXCOの高速自動車国道等については、最大30%  
 ETC2.0を利用する自動車運送事業者については、最大40%に拡充(令和6年3月末まで)

注) NEXCOの高速自動車国道等については10%

## 【阪神高速における大口・多頻度割引率】

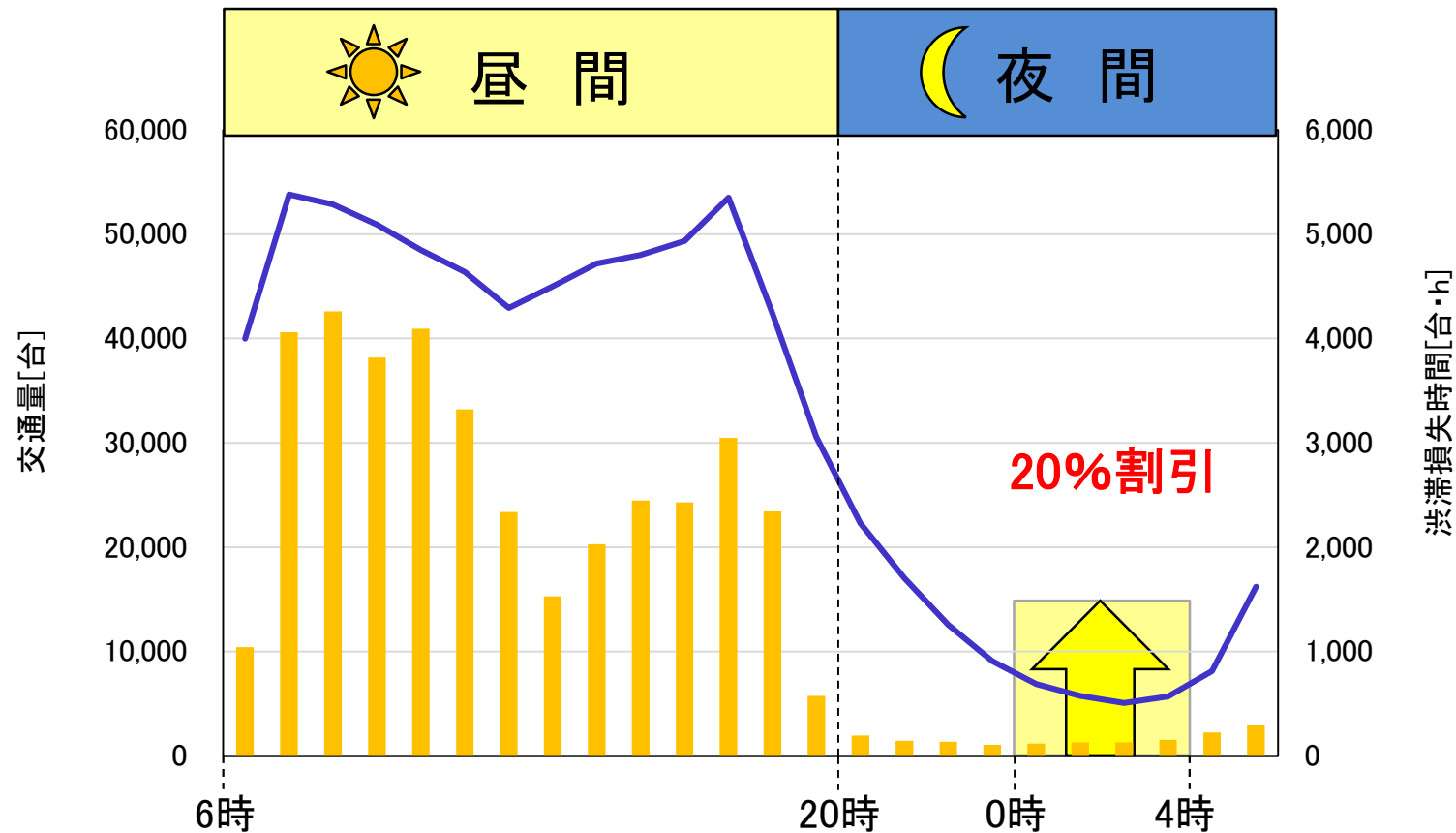


※1 特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

※2 拡充10%は月間利用額が10,000円超の部分を対象とし、うち5%は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

# 阪神高速の深夜割引について（案）

○ 交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引を導入。



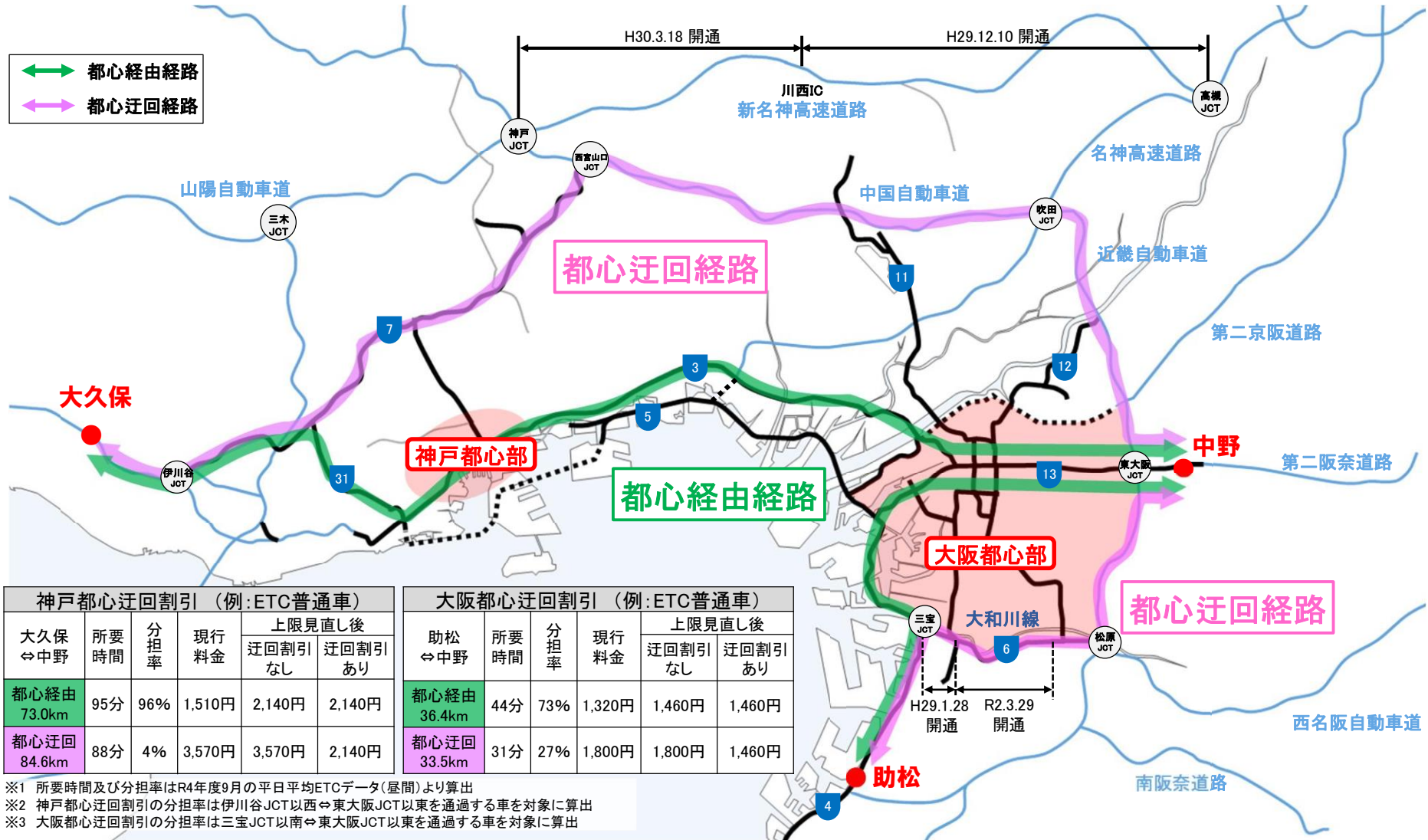
※現行は深夜割引の適用なし

■ 2022年度\_平日平均渋滞損失時間

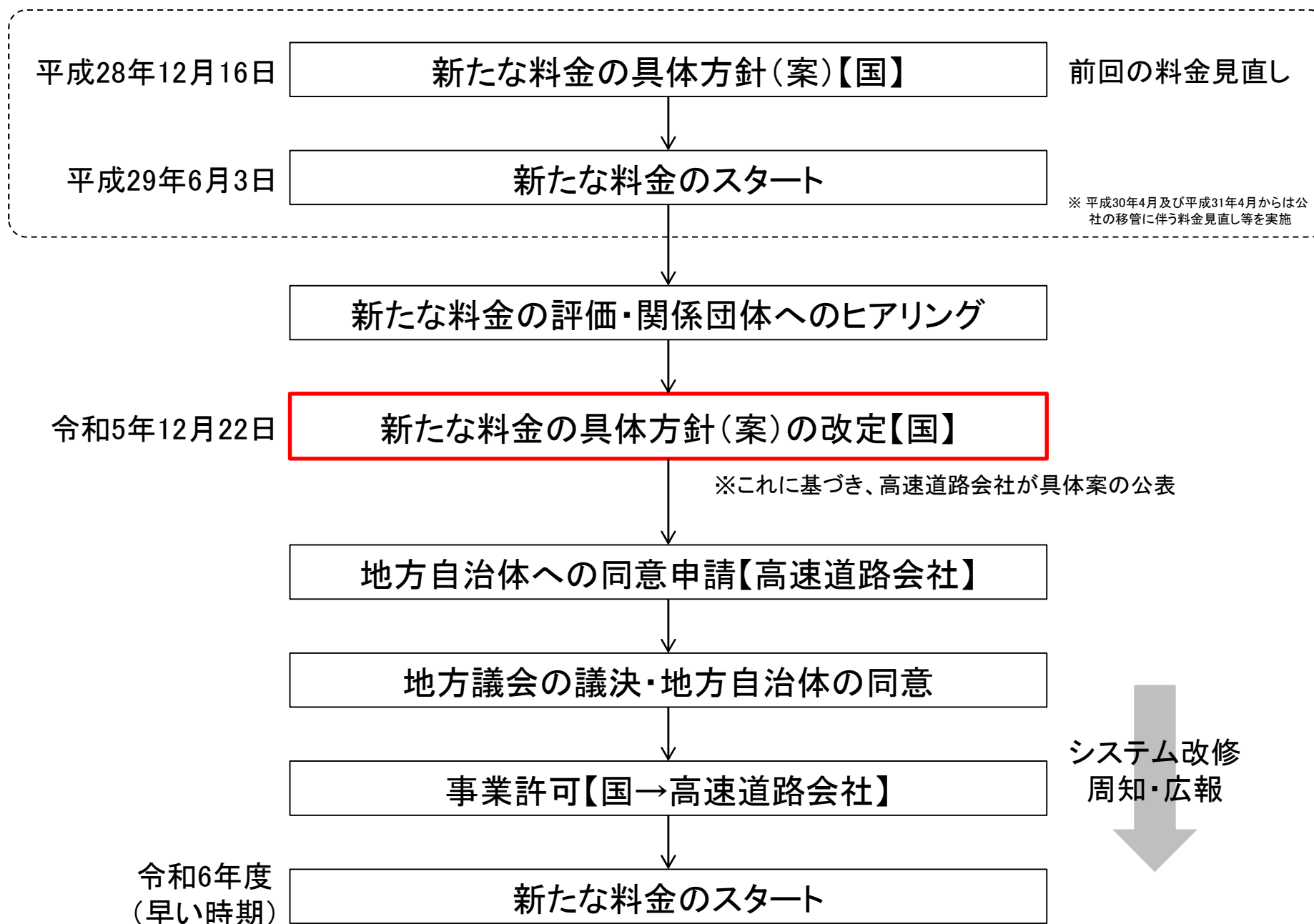
— 2022年度\_平日平均交通量 ※約76万台/日のうち、0時～4時の利用は約2.3万台/日(約3%)

# 大阪・神戸都心迂回割引について（案）

○ 新名神高速道路開通に伴う中国道の渋滞緩和や大和川線全線開通により、新たなネットワークの更なる活用が可能となったことから、都心迂回経路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。



# 近畿圏の新たな高速道路料金 今後のスケジュール





# 近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針(概要)<sup>※</sup>

※社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会(H28.12.16)

## <近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系>

### ○ 圏域共通の新しい料金体系の確立

【近畿圏料金の賢い3原則】～賢く使う上での共通の理念～

利用度合いに応じた公平な料金体系

管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、  
「管理主体の整理」に特段の対応が必要

### ○ 実現に向けた取組

#### ① 料金体系の整理・統一

・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一 等

#### ② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

・地方道路公社等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

#### ③ 戦略的な料金体系

・都心流入等について、ネットワークの形成を踏まえた、混雑状況に応じた料金施策の導入

### ○ 料金体系の確立にあたっての留意事項

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、激変緩和措置も講じながら段階的に導入



# H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一

<H29.6.2まで>



- : 高速国道の大都市近郊区間より高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 利用距離により料率に変化
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
- : 均一区間 (点線は整備中区間)

<H29.6.3以降>



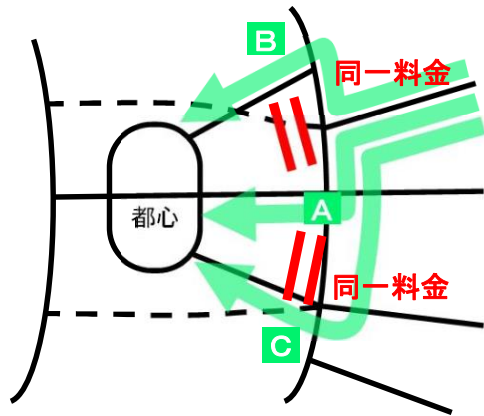
料金水準を整理・統一

- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ  
※堺泉北道路等では激変緩和措置を実施
- : 大都市近郊区間外的高速国道等 (点線は整備中区間)

# 近畿圏の料金体系の段階的な見直し

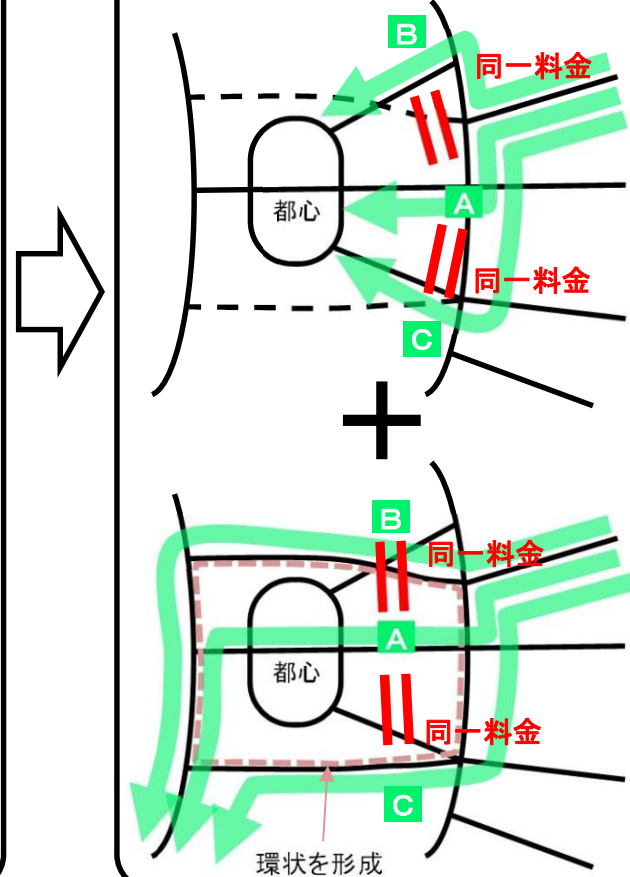
## 【H29年度より】

- 料金体系の整理・統一  
⇒ ネットワークの充実に必要な財源確保
- 継ぎ目のない料金  
⇒ 管理主体の統一  
都心流入の料金措置



## 【ネットワーク完成後】

- ネットワークの完成により都心を通ずる複数経路の確保
- 継ぎ目のない料金  
⇒ 都心流入の料金措置  
都心通過の料金措置  
令和6年度より一部導入



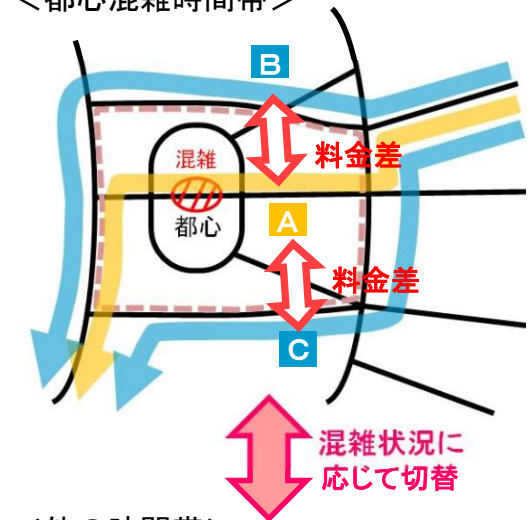
影響を検証した上で

## 【将来】

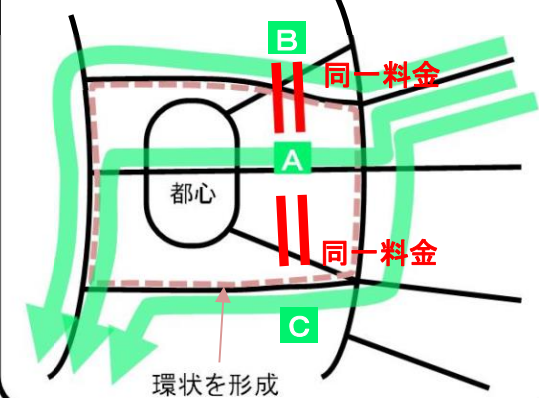
- 混雑状況に応じた機動的な料金の実現

### 【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



<他の時間帯>



※ 大阪都心に加えて、神戸都心についても同様に措置

# 実現される新たな料金のポイント（参考料金例）

## ①松原JCT～浜寺（18.4km）

現行	対距離	今回料金改定後
870円	870円 (±0円)	昼間870円 深夜700円
[566円]		[昼間479円] [深夜385円]

## ②西宮山口JCT～藍那（18.7km）

現行	対距離	今回料金改定後
880円	880円 (±0円)	昼間880円 深夜700円
[572円]		[昼間484円] [深夜385円]

## ③伊川谷JCT～尼崎東海岸（44.3km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	1,710円 (+390円)	昼間1,710円 深夜1,370円
[858円]		[昼間941円] [深夜754円]

## ④りんくうJCT～六甲アイランド北（55.8km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	2,090円 (+770円)	昼間1,950円 深夜1,560円
[858円]		[昼間1,073円] [深夜858円]



※料金は普通車(ETC車)の例  
 ※[ ]書きは、大口・多頻度割引の最大割引率を1回の利用料金に乗じたもの

令和5年12月22日  
阪神高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

## 「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

令和5年12月22日に国土交通省が発表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」に基づき、高速道路会社及び機構において令和6年度からの近畿圏の新たな高速道路料金の具体案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

1. 意見募集対象：近畿圏の新たな高速道路料金の具体案
2. 意見募集期間：令和5年12月22日（金）～令和6年1月5日（金）
3. 意見送付方法：ホームページまたは郵送  
(<https://www.jehdra.go.jp/toiawase.html>)

関連資料：

- ・近畿圏の新たな高速道路料金の具体案について
- ・近畿圏の新たな高速道路料金の具体案について（説明資料）
- ・意見募集要領

<問い合わせ先（報道関係者専用）>

阪神高速	広報課	TEL：06-6203-8832
NEXCO 西日本	広報課	TEL：06-6344-7410
高速道路機構	総務部総務課	TEL：045-228-5961

※本資料については、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、近畿建設記者クラブ、大阪経済記者クラブ、大阪建設記者クラブ、大手前記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、神戸市政記者クラブにお配りしています。

# 「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

国土交通省が発表した「近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）」（令和5年12月22日）に基づき、高速道路会社及び機構において令和6年度からの近畿圏の新たな高速道路料金の具体案を作成しましたのでお知らせします。また、本案に対して、国民の皆様から意見を募集します。

## ○近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

### 1. 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

近畿圏の高速道路料金については、平成29年6月に、これまでの整備重視の料金体系から、料金水準及び車種区分を統一（高速自動車国道の大都市近郊区間の水準及び5車種区分）した対距離制を基本とする利用重視の料金体系へ移行したところです。

今般、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、料金体系の整理・統一を更に進めることとし、阪神高速において新たな上限料金を設定します。この際、平成29年6月の移行の際と同様に、物流を支える車の負担が大幅に増加しないよう、阪神高速の大口・多頻度割引について、更なる拡充を行います。また、大阪都心部と関西国際空港方面との利用における負担増などを考慮して、当面、激変緩和措置として、別途上限料金を設定します。

料金割引についても整理・統一を図る必要があることから、阪神高速について、時間帯別の交通状況も考慮した上で、深夜割引を適用します。

また、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討します。

### 2. 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

近畿圏においては、平成29年6月に大阪及び神戸都心部への流入に関して、料金面で不利にならないよう、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとしたところです。

今般、平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通や令和2年3月の阪神高速大和川線の全線開通を踏まえ、現行の神戸都心部西側からの流入に加え、神戸都心部東側からの流入に関しても経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定するとともに、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

また、令和2年3月に大和川線が全線開通したことを踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、関係機関と連携し、大和川線と堺線のジャンクション化を検討するとともに、一般道路への影響に配慮しつつ、大和川線と堺線との乗り継ぎ利用に対して乗継割引を適用します。

### 3. 各路線の料金等

各路線の料金等については、下記の通りとします。

#### ①阪神高速

平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として、上限料金（普通車：1,300円。移行時点）を設定したところですが、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、上限料金を見直します。当面、激変緩和措置として、新たな上限料金（普通車：1,950円）を設定します。

現行の割引のうち、大口・多頻度割引は、コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、割引率を拡充します（最大45%）。

交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、新たに深夜割引（20%）を導入します。

大阪都心部と関西国際空港方面との利用について、当面の間、上限料金（普通車：1,320円）を設定します。

大和川線の鉄砲出入口と堺線の住之江出入口を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす乗継割引を導入します。

なお、非ETC車は、区間最大料金（普通車：1,950円）を適用します。ただし、放射線の下り方向の利用等については、入口から利用できる最大限の距離料金を適用します。

#### ②大阪・神戸都心部の流入・迂回

平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通を踏まえ、現行の神戸都心部西側からの流入に加え、神戸都心部東側からの流入に関しても経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

令和2年3月の阪神高速大和川線全線の開通を踏まえ、大阪都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

また、平成29年12月及び平成30年3月の新名神高速道路の開通を踏まえ、神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定することとします。

### 4. 新たな高速道路料金の実施時期

新たな高速道路料金については、令和6年6月より実施することとします。

## 5. その他

### (1) 戦略的な料金の導入など今後の取組

平成29年度以降順次、淀川左岸線の開通などの節目を念頭に、料金体系の確立に向けたロードマップを明らかにした上で、道路ネットワークの整備の進展に合わせて戦略的な料金の導入を行うこととします。また、その交通に与える影響を検証した上で、対象となる路線や時間帯などを区切り、交通状況に応じた料金施策を導入することとします。

京都縦貫自動車道など日本海側と太平洋側との連携も視野に入れるとともに、京奈和自動車道など関西全体を広域的に俯瞰して、料金体系等の検討を進めます。

### (2) 現金でご利用のお客さまへの対策

現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取り組みなど必要な対策を実施します。

皆様からのご意見を伺った後、国土交通大臣へ申請等の手続きを実施します。



# 「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

---

## (目次)

近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要	2
近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要①	3
近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要②	4
近畿圏の料金水準の整理・統一(案)	5
近畿圏内の高速道路ネットワーク整備(案)	6
各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)	7
阪神高速の料金について(案)	8
阪神高速の上限料金改定について(案)	9
阪神高速の割引について(案)	10
阪神高速の大口・多頻度割引について(案)	11
阪神高速の深夜割引について(案)	12
大阪・神戸都心迂回割引について(案)	13
大阪都心迂回割引について(案)	14
神戸都心迂回割引について(案)	15
大阪都心流入割引について(案)	16
神戸都心流入割引について(案)	17
阪神高速の大和川線・堺線乗継割引について(案)	18
阪神高速の関西国際空港方面割引について(案)	19
近畿圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ(案)	20
参考資料	21
近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針(概要)	22
H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一	23
近畿圏の料金体系の段階的な見直し	24
実現される新たな料金のポイント(参考料金例)	25
新たな料金の具体事例①	26
新たな料金の具体事例②	27
新たな料金の具体事例③	28
新たな料金の具体事例④	29
現金でご利用のお客さまへの対策	30

# 近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

---

# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要①

料金の賢い3原則（高速道路を賢く使う上で共通の理念）

① 利用度合いに応じた公平な料金体系

② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

## (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一。
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定。

## (2) 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社で一元的に管理。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

令和6年度からの具体方針

## (1) 料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 阪神高速において、料金体系の整理・統一を更に進める。
  - ・対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定。
  - ・料金割引についても整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施。
- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線(2期)や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。

## (2) 起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- ネットワークの開通状況を踏まえ、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

# 近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要②

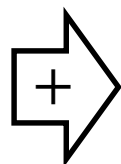
- 平成29年6月の料金改定においては、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心流入割引を導入。
- 今回の料金改定においては、都心部の交通集中を緩和するため、ネットワークの開通状況を踏まえ、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。

## ■大阪・神戸都心流入割引

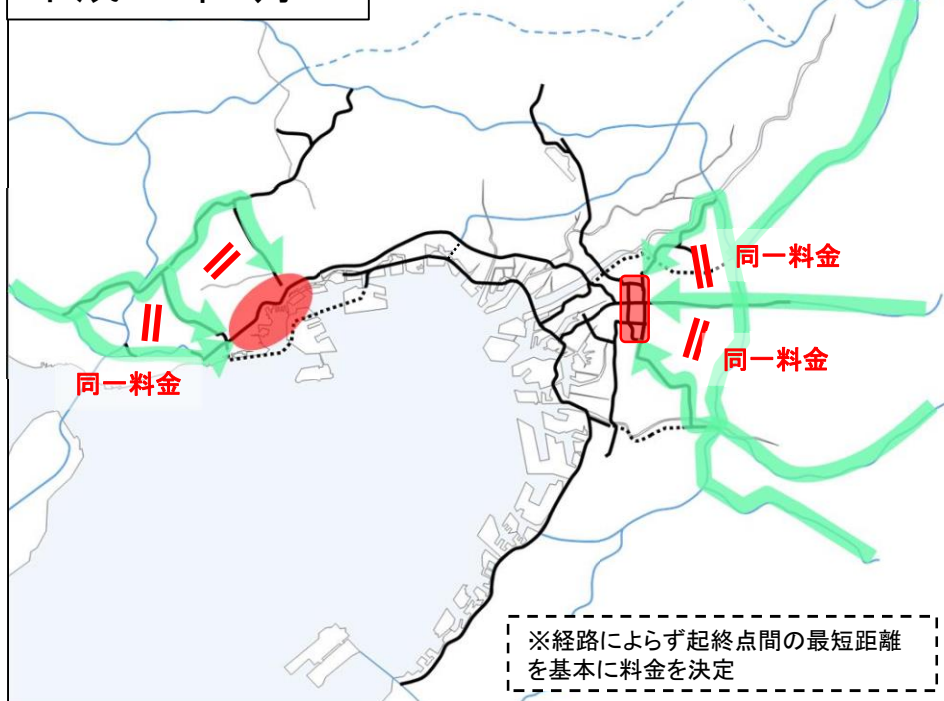
経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

## ■大阪・神戸都心迂回割引

都心部を迂回する経路を利用した場合でも、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定



平成29年6月～

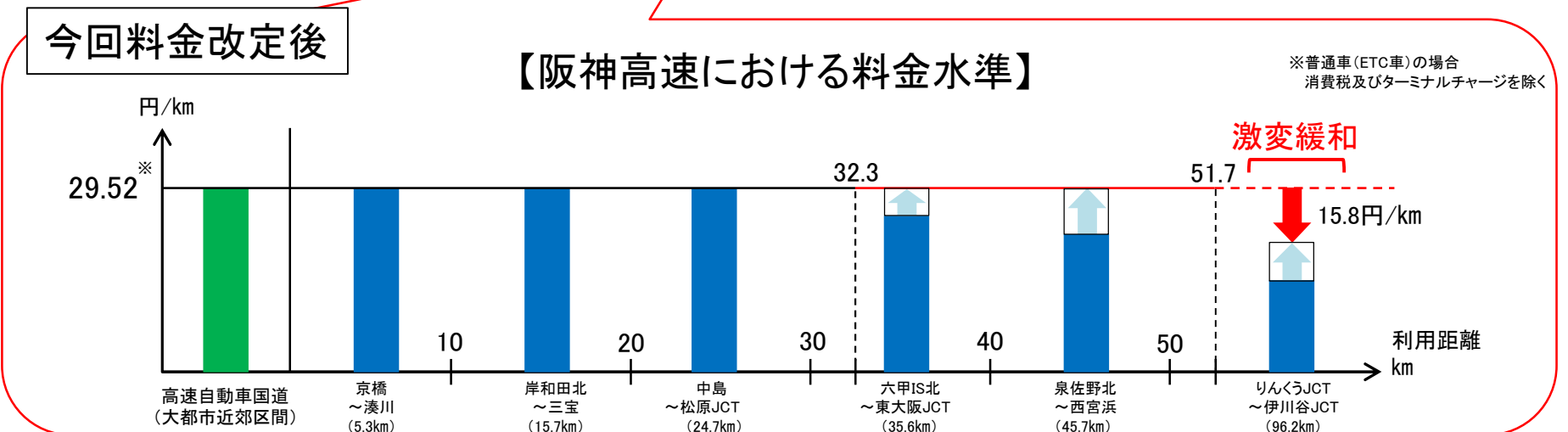
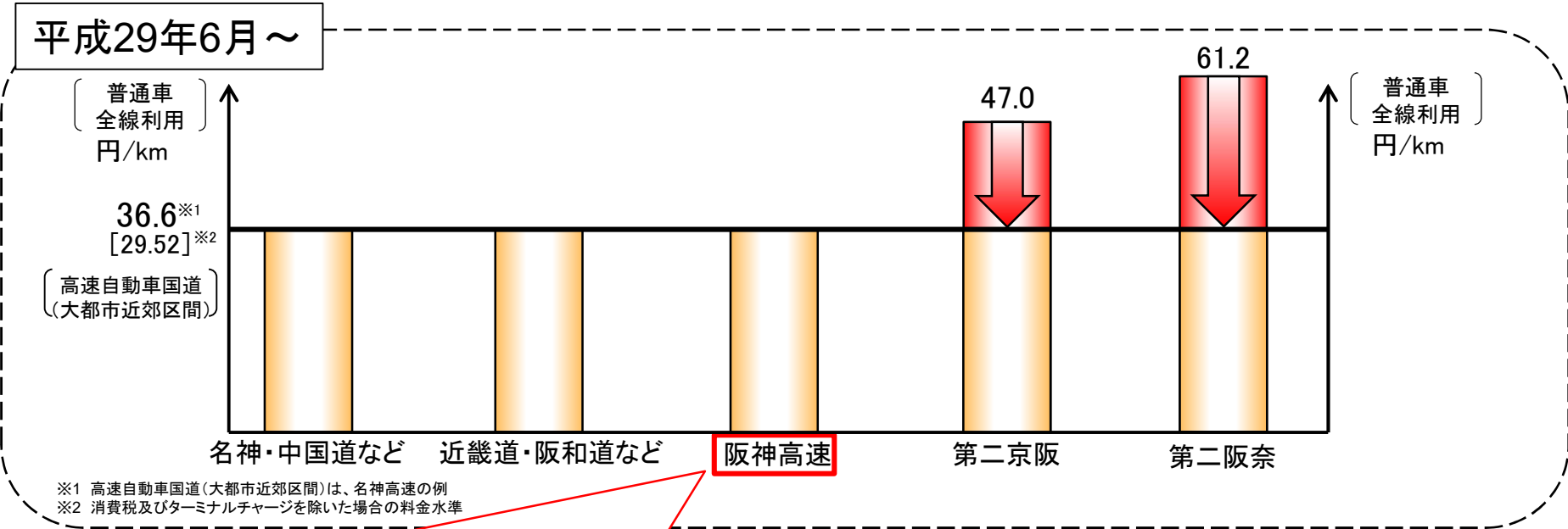


今回料金改定後



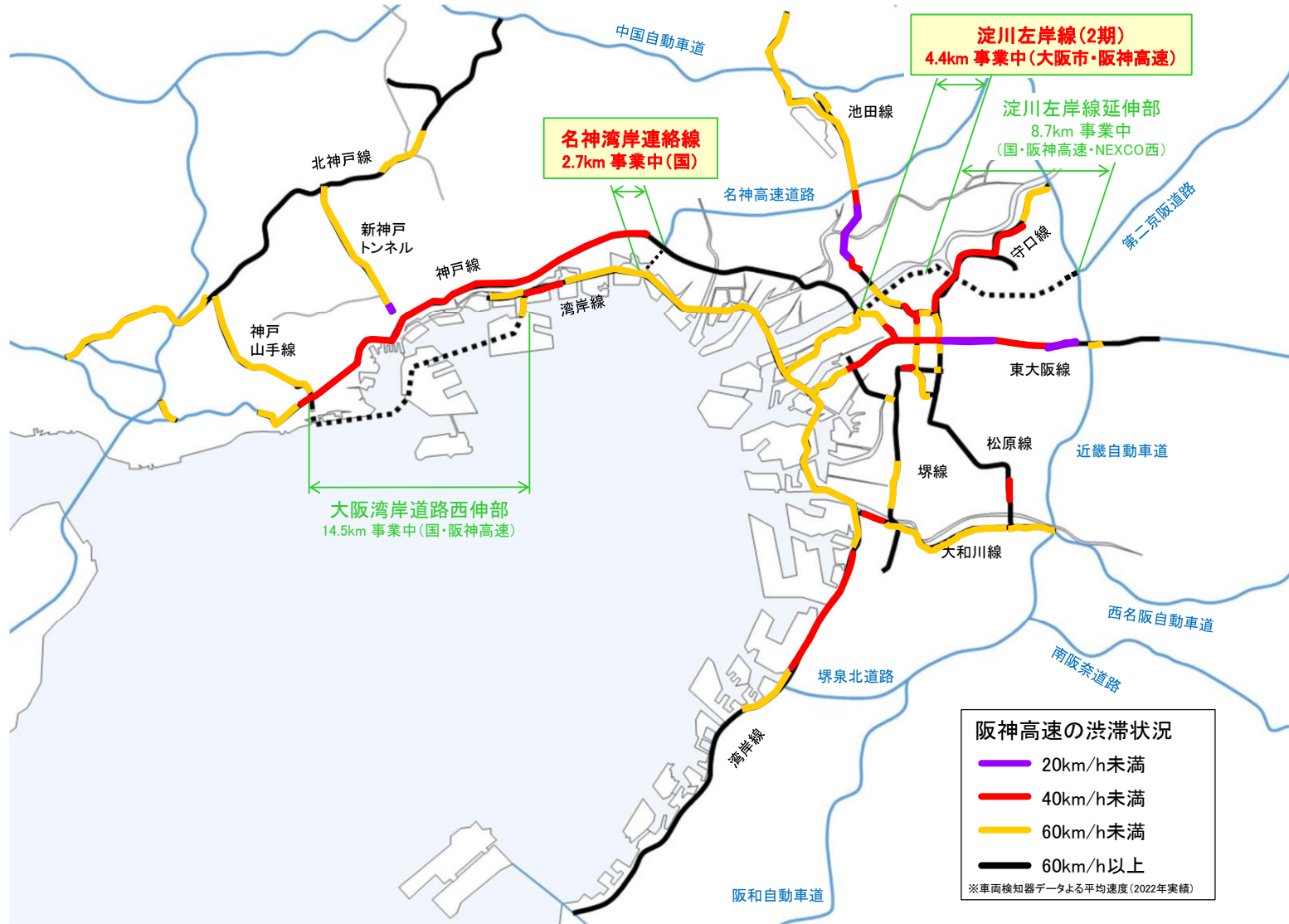
# 近畿圏の料金水準の整理・統一（案）

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。（普通車 1,320円 → 1,950円）



# 近畿圏内の高速道路ネットワーク整備（案）

○ 令和6年度からの阪神高速の料金体系の見直しにあたり、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。



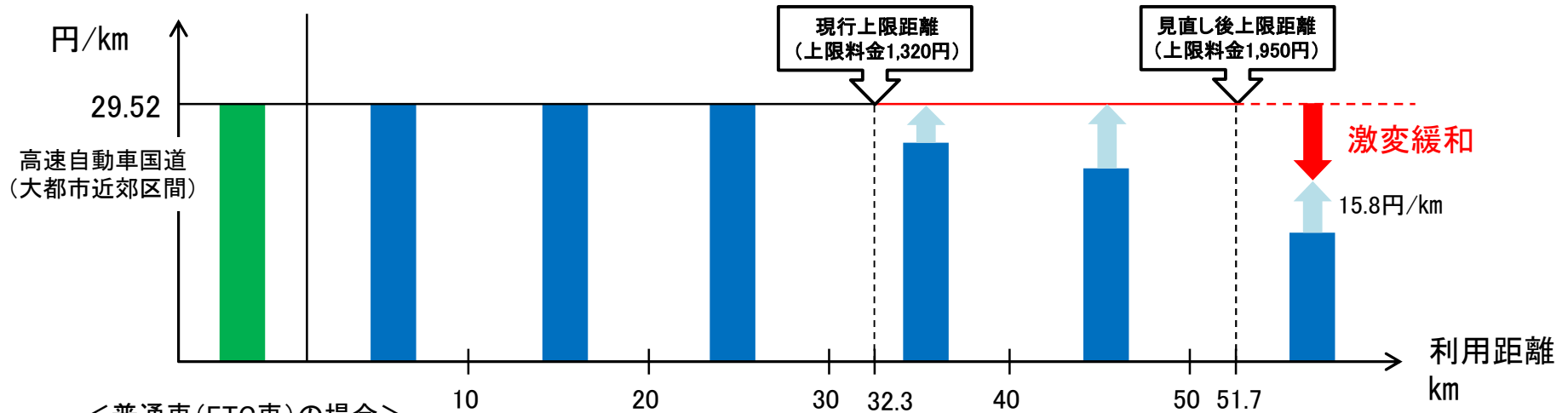


## 各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

---

# 阪神高速の料金について（案）

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として上限料金を設定しており、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。



<普通車(ETC車)の場合>

区間例	京橋 ～湊川 (5.3km)	岸和田北 ～三宝 (15.7km)	中島 ～松原JCT (24.7km)	六甲IS北 ～東大阪JCT (35.6km)	泉佐野北 ～西宮浜 (45.7km)	りんくうJCT ～伊川谷JCT (96.2km)
現行	450円	780円	1,080円	1,320円	1,320円	1,320円
対距離				1,430円	1,760円	3,400円
今回				1,950円	1,950円	1,950円

<ETC車の料金改定後の下限上限料金>

軽・二輪		普通車		中型車		大型車		特大車	
下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
280円	1,090円 (変更前)	300円	1,320円 (変更前)	330円	1,560円 (変更前)	400円	2,080円 (変更前)	550円	3,350円 (変更前)
	1,590円 (変更後)		1,950円 (変更後)		2,310円 (変更後)		3,110円 (変更後)		5,080円 (変更後)

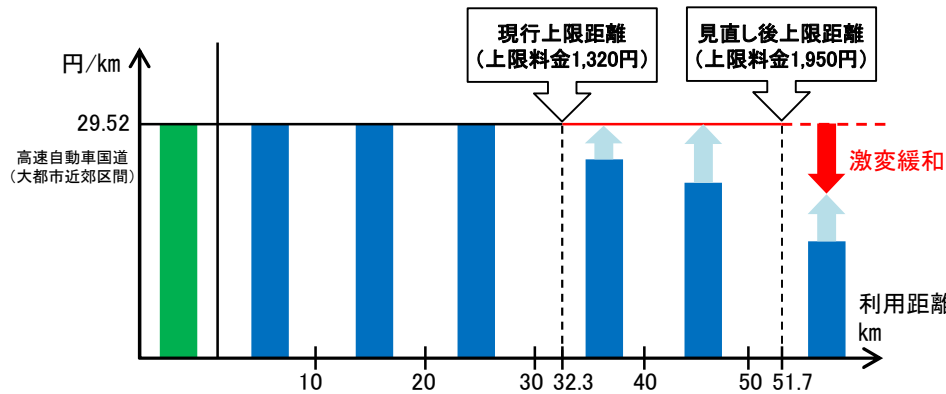
※上限料金については、高速道路利便増進事業による割引  
※料金水準は消費税及びターミナルチャージを除いた金額

※りんくうJCT～伊川谷JCTは乗り継ぎを行わない場合の利用距離  
※現金車は一部料金所を除き、阪神高速に入って初めに通行する料金所で車種区分に応じた上限料金を支払い

# 阪神高速の上限料金改定について（案）

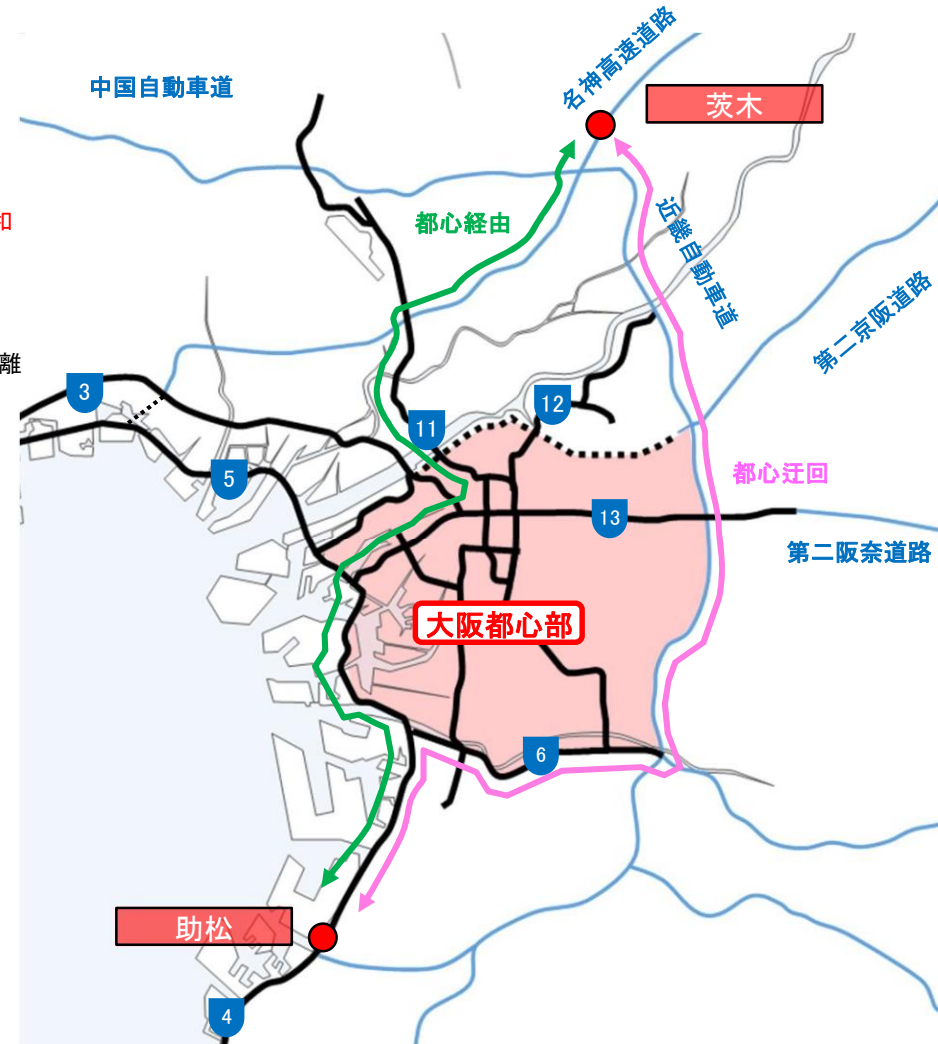
- 上限料金の設定により都心通過交通の料金が低く抑えられ、所要時間を要するにもかかわらず、都心部に交通が集中している状況。
- 上限料金の改定によって、対距離制を基本とした公平な料金体系が前進するとともに、都心経由経路から都心迂回経路への交通転換を促進。

## ■ 上限料金の改定内容（普通車ETCの場合）



	都心経由	都心迂回
利用距離	50.3km 阪高: 37.5km、N西: 12.8km	52.7km 阪高: 22.0km、N西: 30.7km
所要時間	55分	51分
分担率	75%	25%
現在の料金	1,900円 阪高: 1,320円、N西: 580円	2,020円 阪高: 990円、N西: 1,030円
上限料金改定後	2,070円 阪高: 1,490円、N西: 580円	2,020円 阪高: 990円、N西: 1,030円

※1 所要時間及び分担率はR4年度9月の平日平均ETCデータ(昼間)より算出  
 ※2 分担率は三宝JCT以南⇄吹田JCT以遠を通過する車を対象に算出



# 阪神高速の割引について（案）

○ 現行の割引は継続しつつ、大口・多頻度割引等の拡充や深夜割引等を新たに導入する。

## 大口・多頻度割引(拡充)

- ・最大45%割引(現行は最大35%)
  - 車両単位割引最大25% (現行は最大20%)※
  - 契約単位割引10%
- 大阪・神戸都心部を通過しない交通に対しては10%拡充 (現行は5%拡充)※

## 神戸都心迂回割引(導入)

- ・『第二神明⇄吹田JCT以遠』を通行する場合に、神戸都心部を避けて通行する北神戸線・中国道を利用する料金が、神戸都心部を利用する料金を上回らないように割引

## 大阪都心迂回割引(導入)

- ・『4号湾岸線(三宝以南)⇄東大阪JCT以遠』を通行する場合に、大阪都心部を避けて通行する大和川線・近畿道を利用する料金が、大阪都心部を利用する料金を上回らないように割引

## 神戸都心流入割引(拡充)

- ・大阪北部方面から(現行は明石方面からのみ)神戸都心部への流入に対し、経路によらず起終点間の最短距離の料金と同一料金とする(流出の場合も同様)

## 深夜割引(導入)※

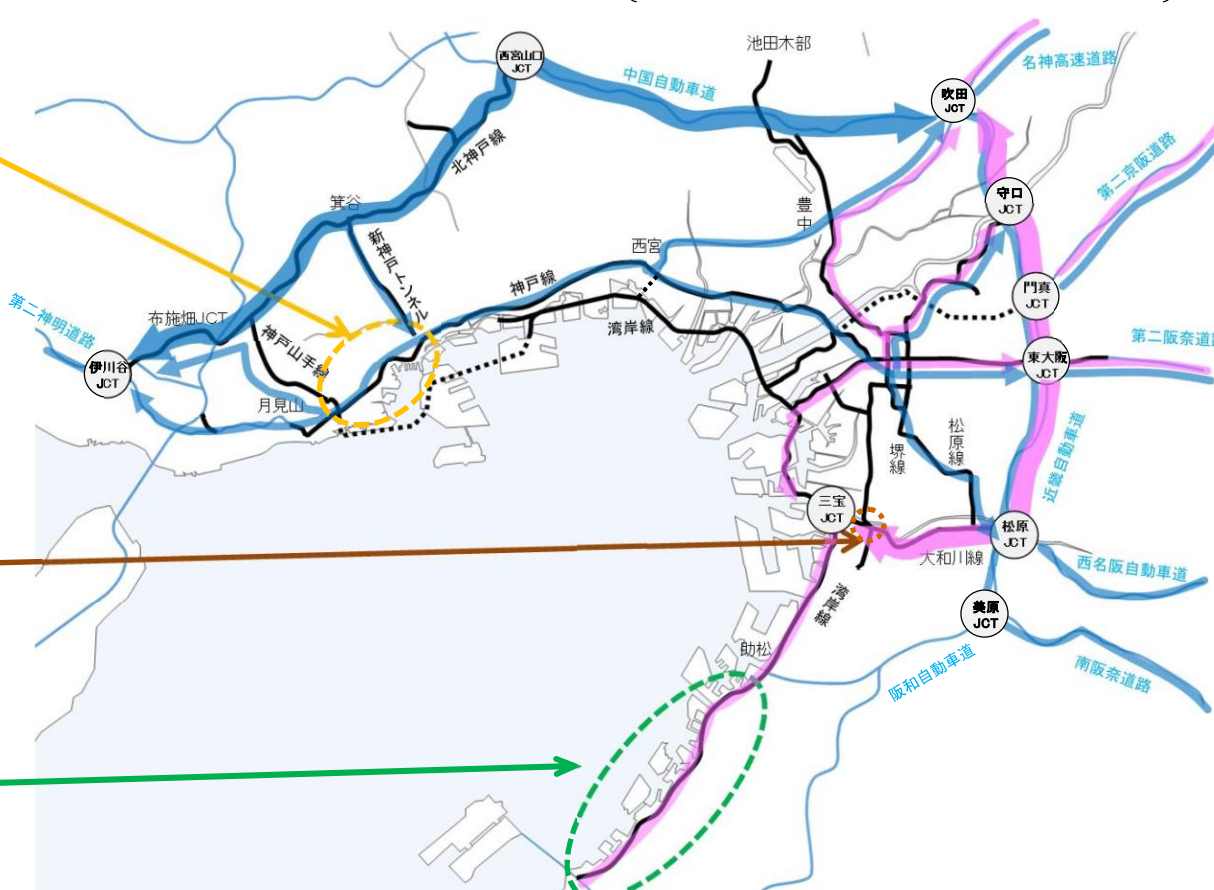
- ・午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引

## 大和川線・堺線乗継割引(導入)

- ・鉄砲ランプ(6号大和川線)⇄住之江ランプ(15号堺線)を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす

## 関西国際空港方面割引(導入)

- ・大阪都心部と関西国際空港方面を結ぶ交通の上限料金が1,320円(普通車)となるように割引



## その他 割引

(現行の割引を継続する)

- ・短距離区間利用割引
- ・池田線時間帯割引
- ・大阪都心流入割引
- ・障害者割引
- ・環境ロードプライシング割引※
- ・ETC路線バス割引
- ・西大阪線端末区間割引

# 阪神高速の大口・多頻度割引について（案）

○コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、大口・多頻度割引の最大割引率を35%から45%に拡充。

## 【阪神高速道路の大口・多頻度割引の概要】（現状）

主に業務目的で利用機会の多い車の負担軽減のため、ETCコーポレートカードの利用者に対して、割引実施

多頻度割引(車両単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率※1
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%(10%)
10,000円超～30,000円以下の部分	6%(15%【+5%】)
30,000円超～35,000円以下の部分	6%(20%【+5%】)
35,000円超～70,000円以下の部分	8%(20%【+5%】)
70,000円を越える部分	13%(20%【+5%】)

大口割引(契約者単位割引)	
月間利用額(契約者単位)	割引率※1
100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	(10%)

+

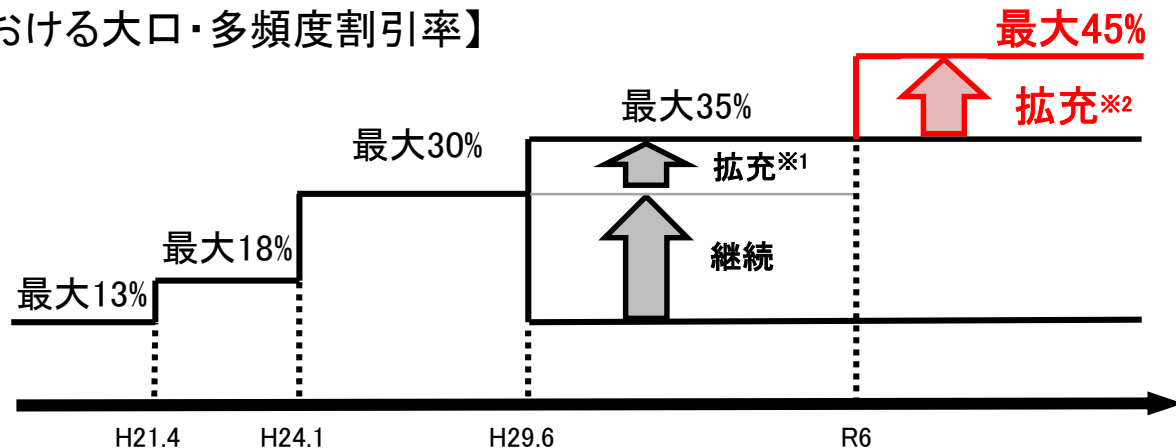
⇒ 現行の最大割引率 約35%

※1 ( )内は令和14年3月末までの割引率。  
うち【 】内は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の場合の拡充分。

注) NEXCOの高速自動車国道等については10%

注) NEXCOの高速自動車国道等については、最大30%  
ETC2.0を利用する自動車運送事業者については、最大40%に拡充(令和6年3月末まで)

## 【阪神高速における大口・多頻度割引率】

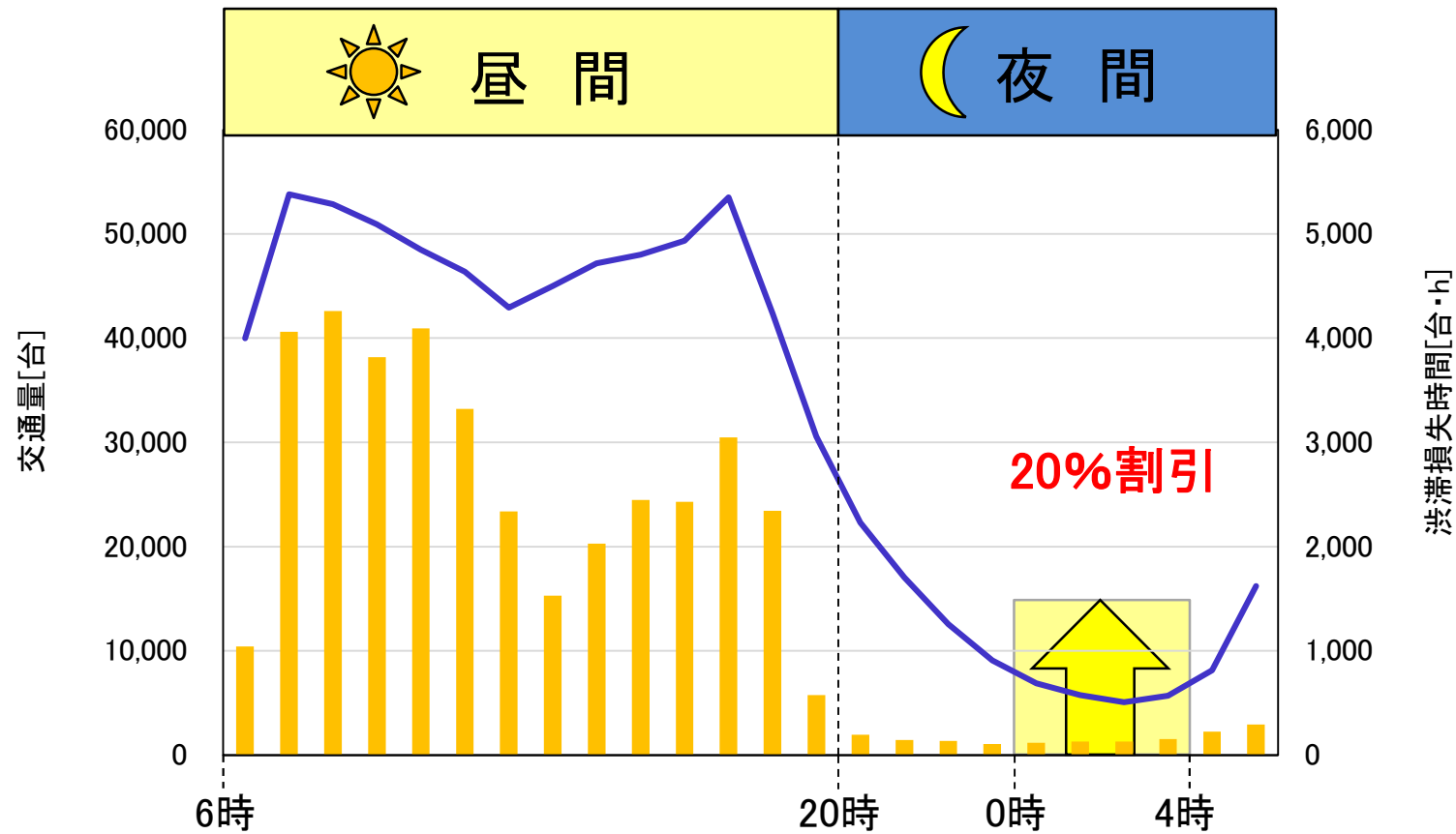


※1 特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

※2 拡充10%は月間利用額が10,000円超の部分を対象とし、うち5%は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

# 阪神高速の深夜割引について（案）

○ 交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引を導入。



※現行は深夜割引の適用なし

■ 2022年度\_平日平均渋滞損失時間

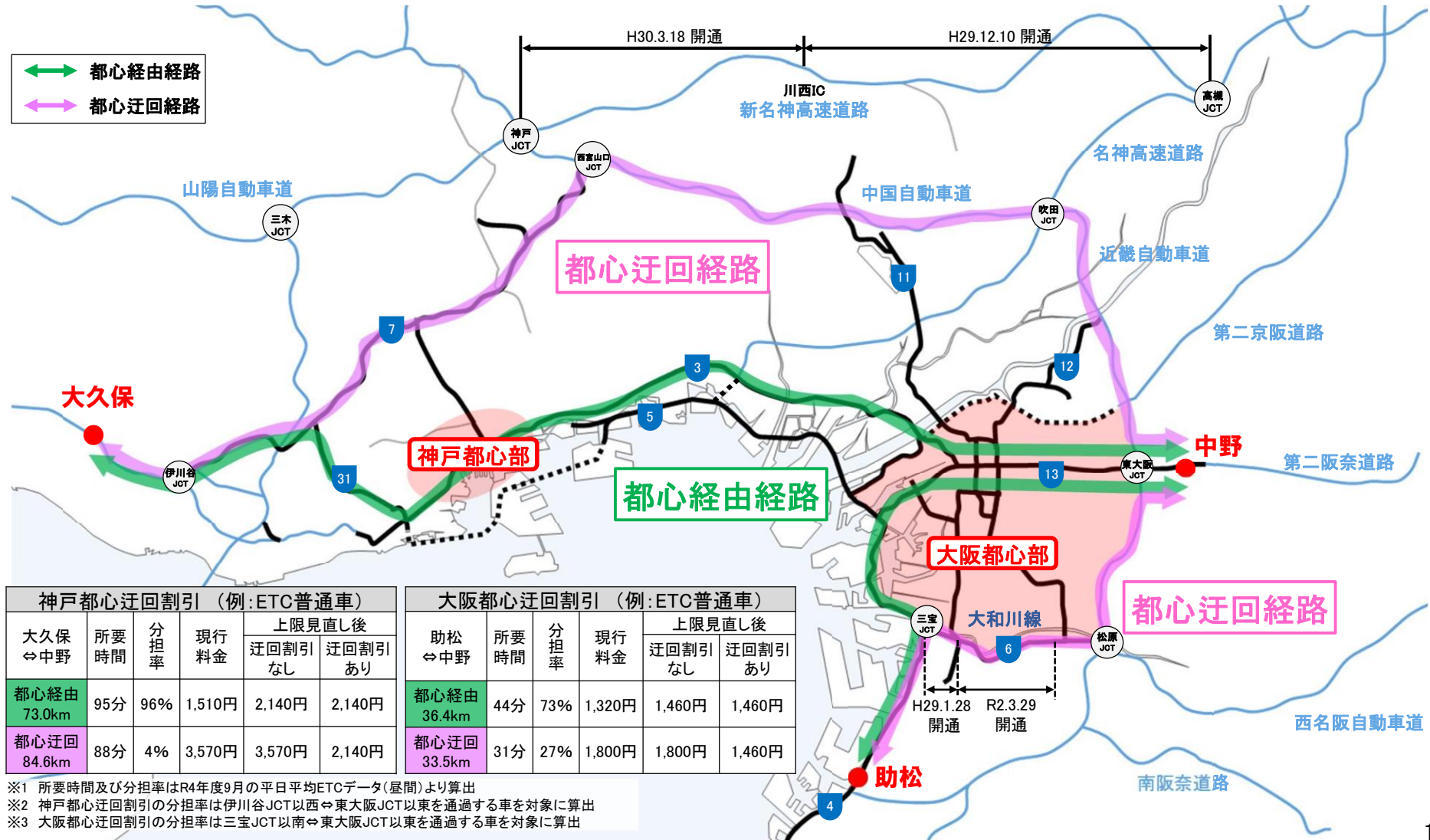
— 2022年度\_平日平均交通量

※約76万台/日のうち、0時~4時の利用は約2.3万台/日(約3%)



# 大阪・神戸都心迂回割引について（案）

○ 新名神高速道路開通に伴う中国道の渋滞緩和や大和川線全線開通により、新たなネットワークの更なる活用が可能となったことから、都心迂回経路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。



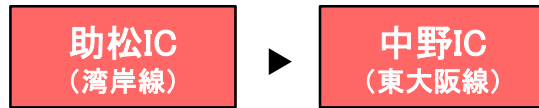


# 大阪都心迂回割引について（案）

○ 大阪都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都心迂回割引を新たに導入。

## <割引例>

### ● ETC普通車の場合



東大阪線 経由  
1,460円  
阪神: 1,460円  
ネクスコ: 0円

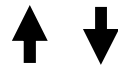
大和川線  
近畿自動車道 経由  
1,800円  
阪神: 1,290円  
ネクスコ: 510円

経路に関係なく  
1,460円

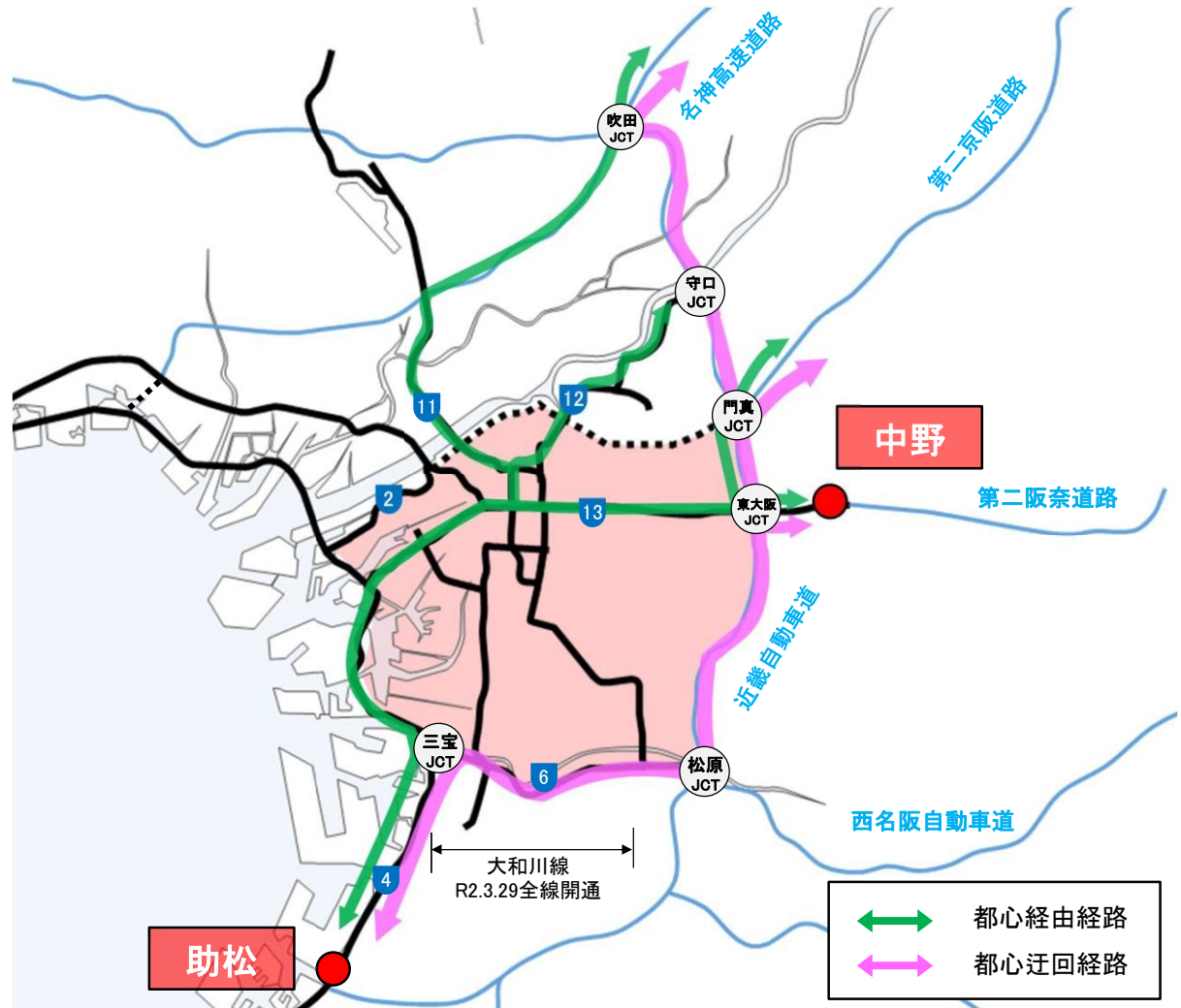
都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

### ● 対象の通過JCT

三宝JCT以遠



- ・吹田JCT以遠※  
(大山崎IC～茨木IC)
- ・門真JCT以遠※  
(巨椋池IC～寝屋川南IC)
- ・東大阪JCT以遠  
(大東鶴見IC～吹田IC) 及び (中野IC～宝来IC)



※1 新名神高速道路の高槻ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。  
 ※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通(巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む)も対象。

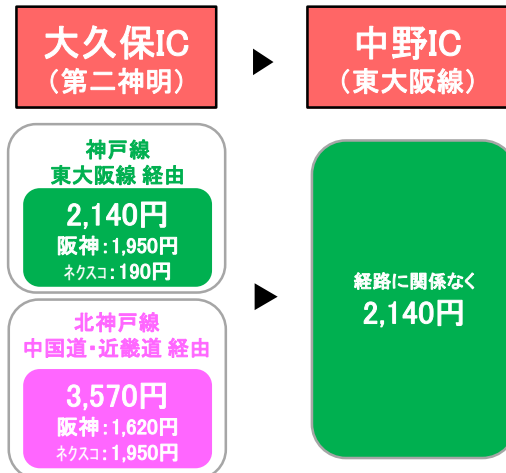
# 神戸都心迂回割引について（案）

○ 神戸都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、神戸都心迂回割引を新たに導入。

※ 高槻JCT～川西IC：H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT：H30.3.18開通

## <割引例>

● ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が低い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

● 対象の通過JCT

伊川谷JCT 以遠  
(玉津IC～明石西IC)

- ・吹田JCT以遠※  
(大山崎IC～茨木IC) 及び (八尾IC～吹田IC)
- ・門真JCT以遠※  
(巨椋池IC～寝屋川南IC)
- ・東大阪JCT以遠  
(中野IC～宝来IC)
- ・松原JCT以遠  
(松原IC、美原北IC) 及び (天理IC～藤井寺IC)
- ・美原JCT以遠  
(美原東IC～新庄IC)



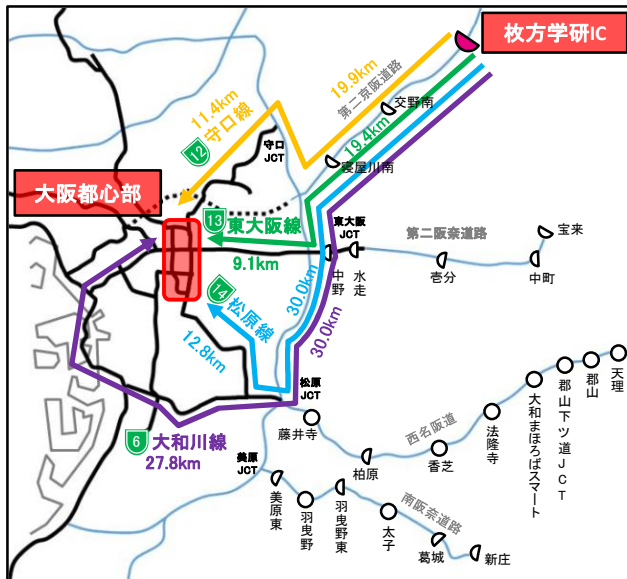
※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。  
 ※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通(巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む)も対象。

# 大阪都心流入割引について（案）

○ 大阪都心部（環状線）と放射道路間（第二京阪道路、第二阪奈有料道路、西名阪道、南阪奈道路）の交通について、交通の分散を図るため、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する大阪都心流入割引を継続。（平成29年6月導入）

## <割引例>

● ETC普通車の場合（第二京阪道路[枚方学研IC] ⇒ 阪神高速 大阪都心）



守口線経由 (31.3km)	1,740円
東大阪線経由 (28.5km)	1,640円
松原線経由 (42.8km)	2,110円
大和川線経由 (57.8km)	2,230円

経路に関係なく  
**1,640円**

● 対象の発着出入口

### 第二京阪道路※

寝屋川南、交野南、枚方学研、京田辺松井、（八幡京田辺JCT）、久御山南、（久御山JCT）、巨椋池、（巨椋池本線）（ ）はETC2.0のみ対象

### 東大阪線 第二阪奈道路

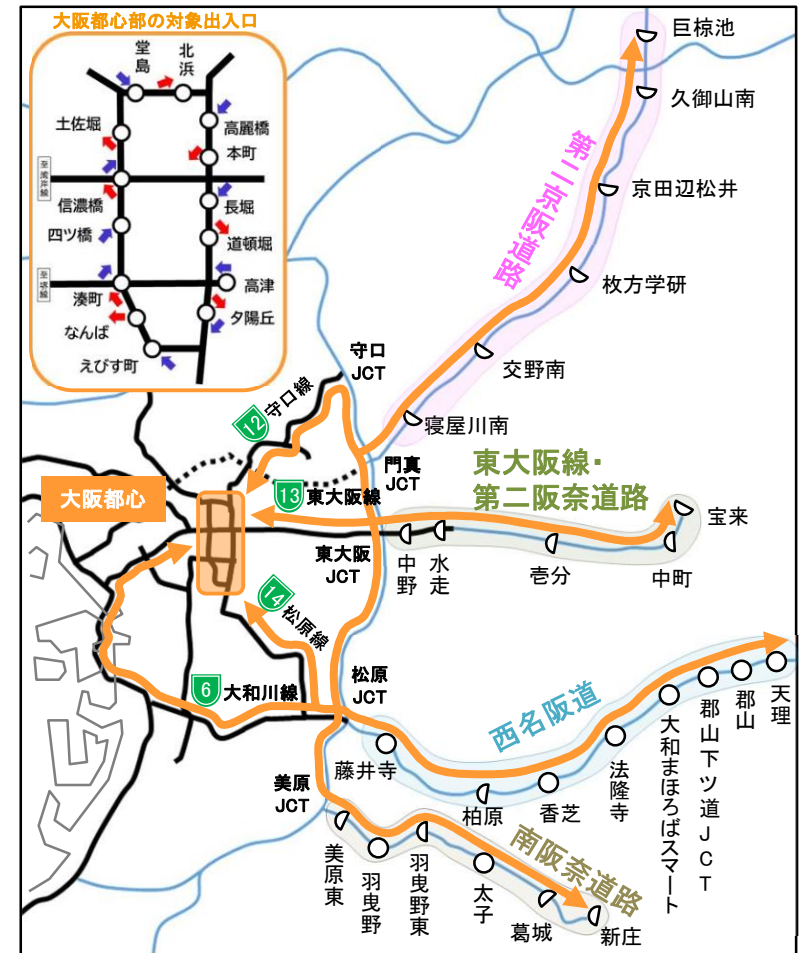
中野、水走、壱分、中町、宝来

### 西名阪道

藤井寺、柏原、香芝、法隆寺、大和まほろばスマート、郡山下ツ道JCT、郡山、天理

### 南阪奈道路

美原東、羽曳野、羽曳野東、太子、葛城、新庄



※ ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通（巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む）も対象。



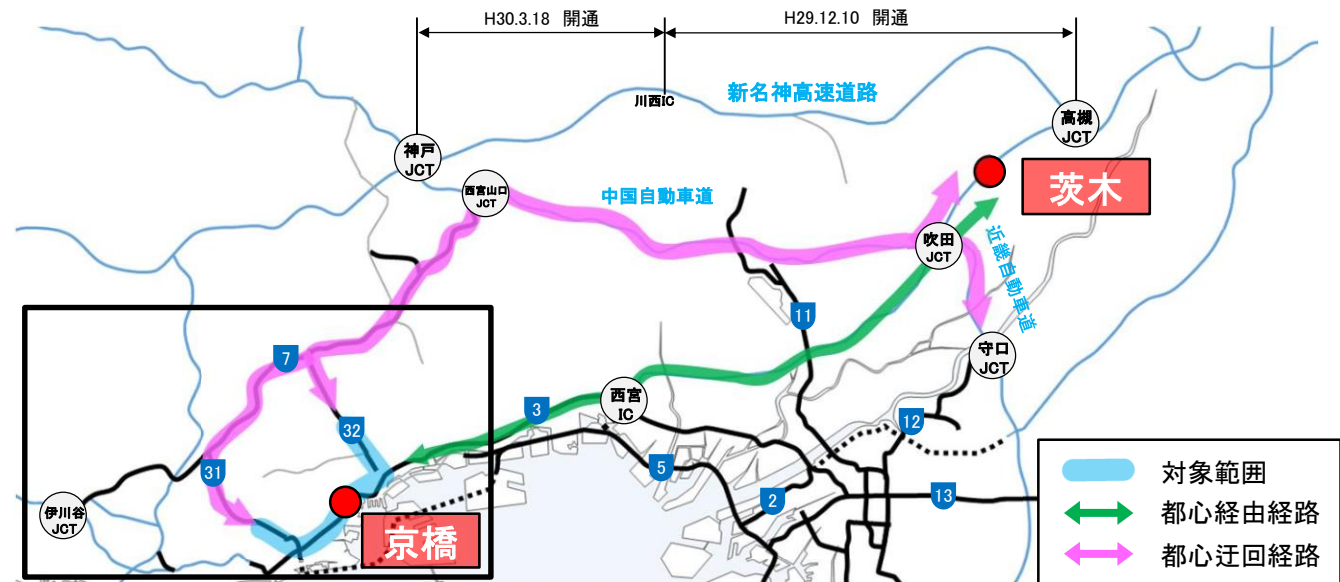
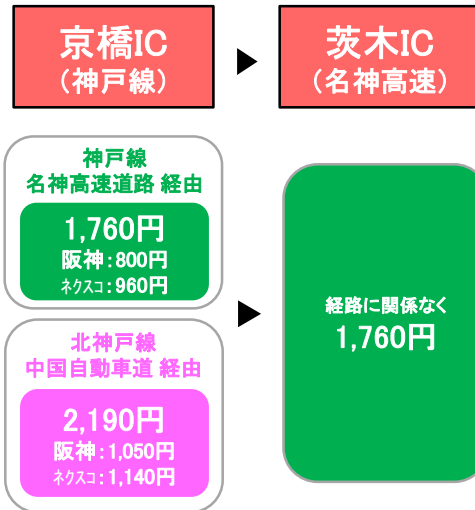
# 神戸都心流入割引について（案）

○ 神戸都心部と都心部西側間の交通について、交通の分散を図るため、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する神戸都心流入割引を平成29年6月から導入しているが、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、都心部東側間の交通にも神戸都心流入割引を拡大。

※ 高槻JCT～川西IC：H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT：H30.3.18開通

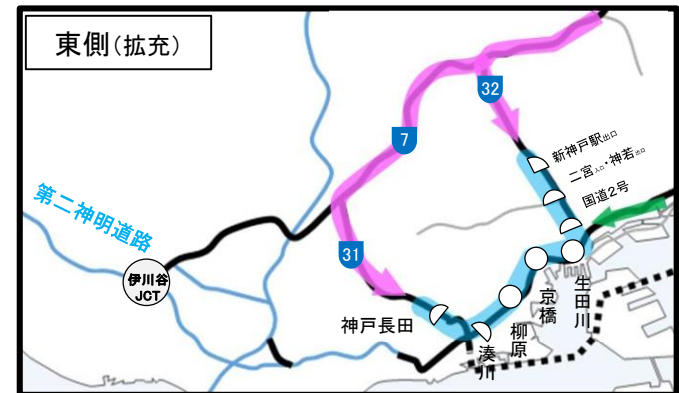
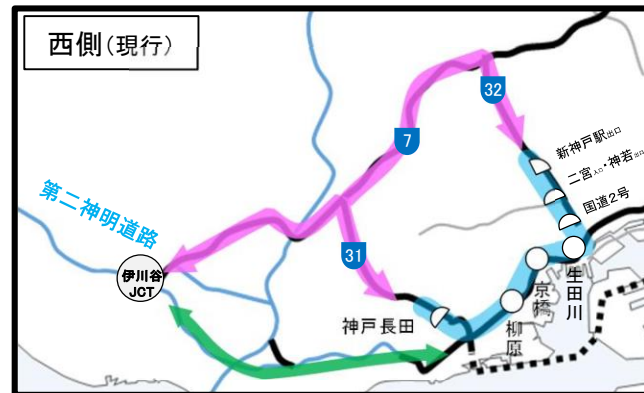
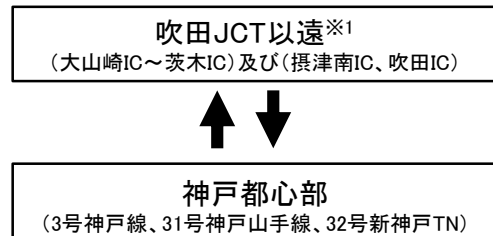
<割引例>

●ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

●対象の通過JCT



※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。

# 阪神高速の大和川線・堺線乗継割引について（案）

○ 令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、関係機関と連携して大和川線と堺線のジャンクション化を検討するとともに、大和川線と堺線を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす乗継割引を導入。



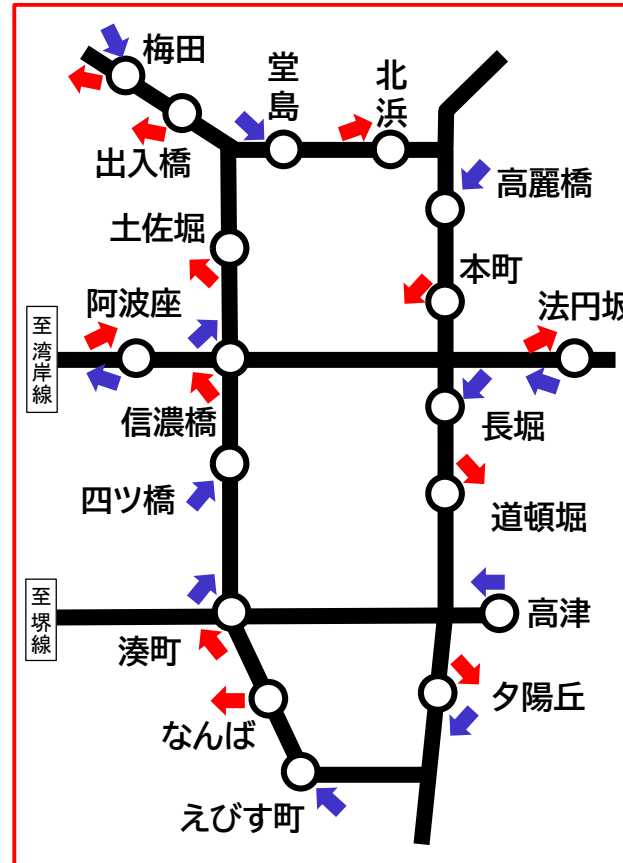
# 阪神高速の関西国際空港方面割引について（案）

○ 大阪都心部と関西国際空港方面を結ぶ交通について、上限料金改定に伴う激変緩和措置として、上限料金を1,320円（普通車の場合）とする関西国際空港方面割引を導入。

## <割引対象範囲>



## <大阪都心部対象出入口>



※助松以北の出入口は現行上限料金（普通車の場合1,320円）に達しないため、距離料金が適用される。  
ただし、助松→信濃橋31.8kmを通行する軽・二輪のみ、現行上限料金（1,090円）を超えるため割引が適用される。

## <割引例>

例(普通車)	現料金	上限料金改定後	
		割引適用前	割引適用後
りんくうJCT →土佐堀 (44.1km)	1,320円	→1,710円	→1,320円
岸和田南 →土佐堀 (35.4km)	1,320円	→1,420円	→1,320円
堂島 →りんくうJCT (46.6km)	1,320円	→1,790円	→1,320円
堂島 →岸和田南 (37.9km)	1,320円	→1,510円	→1,320円

## <車種別の割引後額>

軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
1,090円	1,320円	1,560円	2,080円	3,350円

# 近畿圏の新たな高速道路料金今後の手続きの流れ（案）

令和5年12月22日

意見募集(高速道路会社・高速道路機構)

(現在の段階)

協定の締結(高速道路会社・高速道路機構)

※高速道路利便増進事業に関する計画の変更手続きが必要

業務実施計画認可申請  
(高速道路機構)

大臣認可

事業変更許可申請  
(高速道路会社)

大臣許可

※阪神高速道路は  
道路管理者の同意が必要

令和6年6月

新たな高速道路料金の適用開始



## 參考資料

---

# 近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（概要）※

※社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会(H28.12.16)

## ＜近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系＞

### ○ 圏域共通の新しい料金体系の確立

【近畿圏料金の賢い3原則】～賢く使う上での共通の理念～

利用度合いに応じた公平な料金体系

管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、  
「管理主体の整理」に特段の対応が必要

### ○ 実現に向けた取組

#### ① 料金体系の整理・統一

・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一 等

#### ② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

・地方道路公社等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

#### ③ 戦略的な料金体系

・都心流入等について、ネットワークの形成を踏まえた、混雑状況に応じた料金施策の導入

### ○ 料金体系の確立にあたっての留意事項

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化

・ネットワーク整備等の進展に合わせて、激変緩和措置も講じながら段階的に導入

# H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一

<H29.6.2まで>



- : 高速国道の大都市近郊区間より高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 利用距離により料率に変化
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
- : 均一区間 (点線は整備中区間)

<H29.6.3以降>



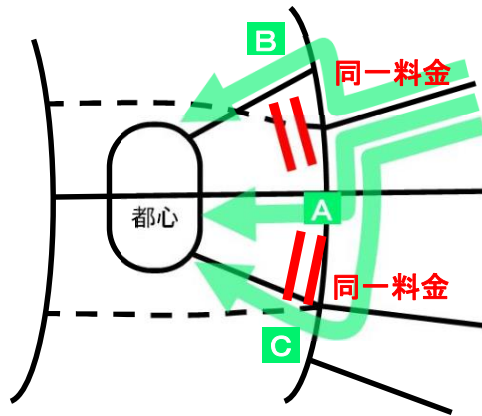
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ  
※堺泉北道路等では激変緩和措置を実施
- : 大都市近郊区間外的高速国道等 (点線は整備中区間)

料金水準を整理・統一

# 近畿圏の料金体系の段階的な見直し

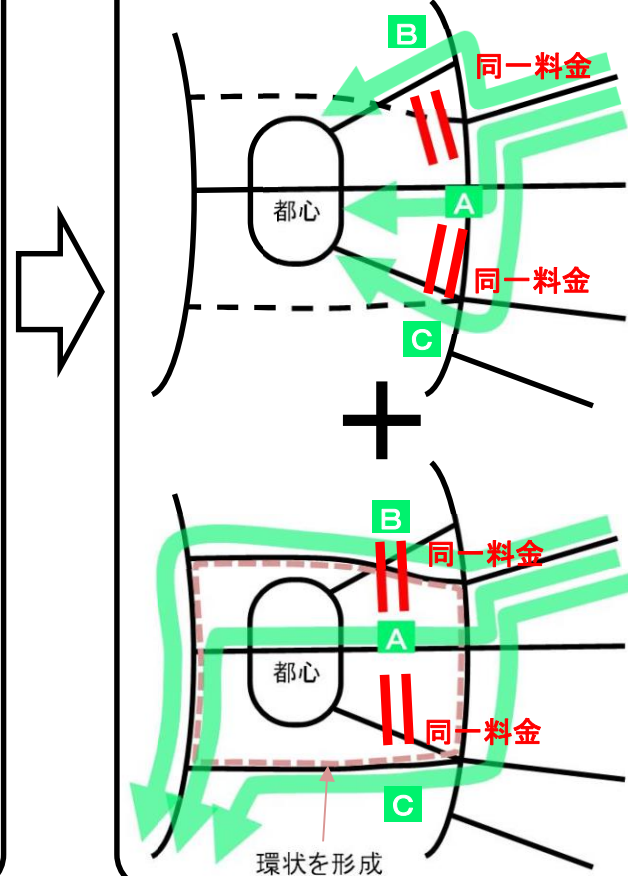
## 【H29年度より】

- 料金体系の整理・統一  
⇒ ネットワークの充実に必要な財源確保
- 継ぎ目のない料金  
⇒ 管理主体の統一  
都心流入の料金措置



## 【ネットワーク完成後】

- ネットワークの完成により都心を通ずる複数経路の確保
- 継ぎ目のない料金  
⇒ 都心流入の料金措置  
都心通過の料金措置  
令和6年度より一部導入



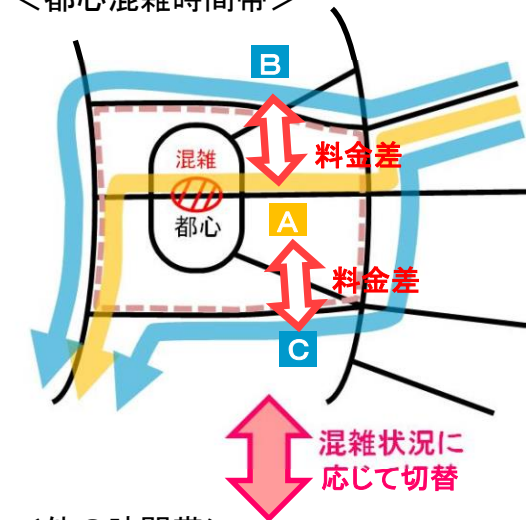
影響を検証した上で

## 【将来】

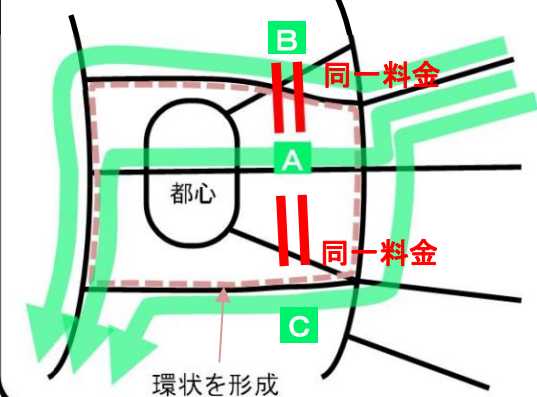
- 混雑状況に応じた機動的な料金の実現

### 【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



<他の時間帯>



※ 大阪都心に加えて、神戸都心についても同様に措置

# 実現される新たな料金のポイント（参考料金例）

## ①松原JCT～浜寺（18.4km）

現行	対距離	今回料金改定後
870円	870円 (±0円)	昼間870円 深夜700円
[566円]		[昼間479円] [深夜385円]

## ②西宮山口JCT～藍那（18.7km）

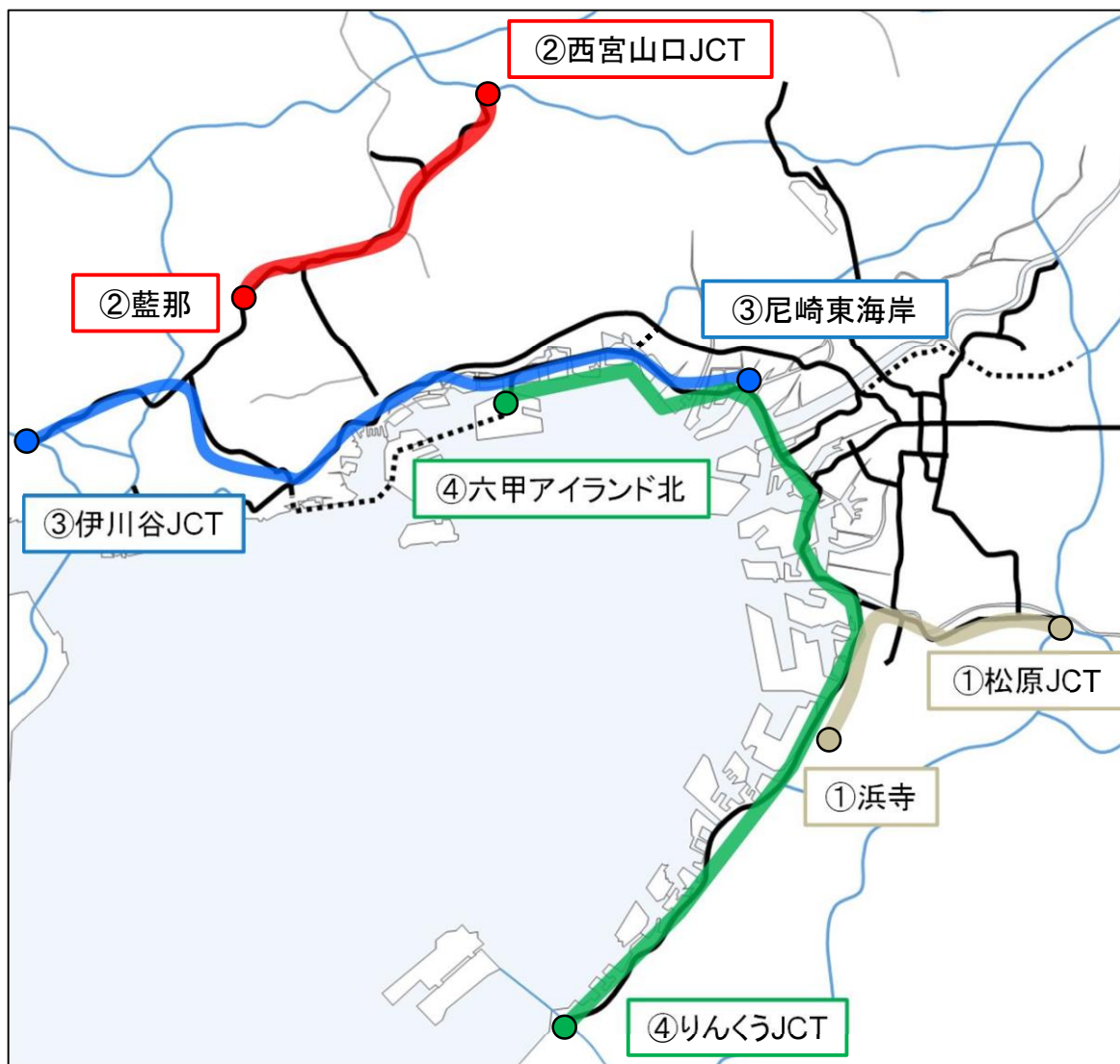
現行	対距離	今回料金改定後
880円	880円 (±0円)	昼間880円 深夜700円
[572円]		[昼間484円] [深夜385円]

## ③伊川谷JCT～尼崎東海岸（44.3km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	1,710円 (+390円)	昼間1,710円 深夜1,370円
[858円]		[昼間941円] [深夜754円]

## ④りんくうJCT～六甲アイランド北（55.8km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円	2,090円 (+770円)	昼間1,950円 深夜1,560円
[858円]		[昼間1,073円] [深夜858円]



※料金は普通車(ETC車)の例  
 ※[ ]書きは、大口・多頻度割引の最大割引率を1回の利用料金に乗じたもの



# 新たな料金の具体事例①

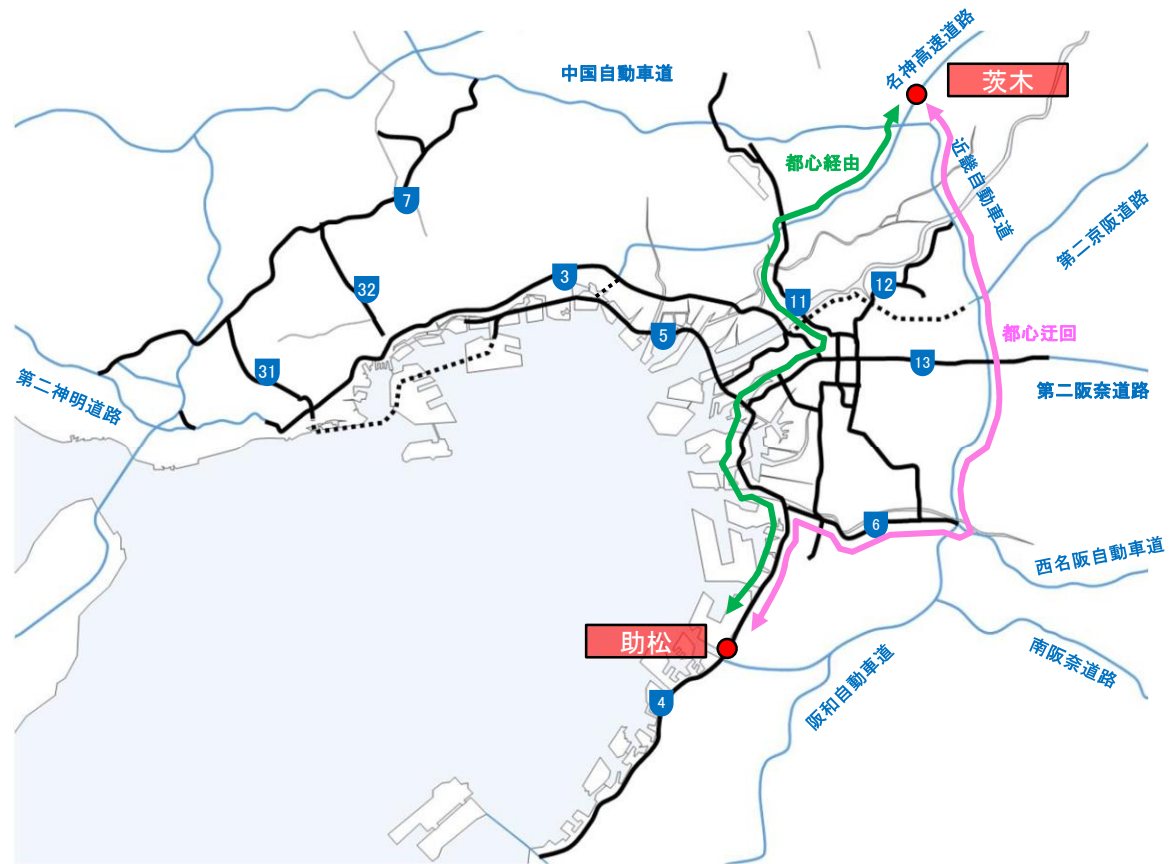
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

## ■経路別料金の例

普通車(ETC車)

いばらき 助松 ⇄ 茨木		都心経由 11号池田線 ・名神経由 (50.3km)	都心迂回 6号大和川線 ・近畿道経由 (52.7km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,900円 阪高:1,320円 ネクスコ:580円	2,020円 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
	▼		
	新料金		
迂回割引 適用後	対距離	2,070円 (+170円) 阪高:1,490円 ネクスコ:580円	2,020円 (±0円) 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
	対距離	2,070円 (±0円) 阪高:1,490円 ネクスコ:580円	2,020円 (±0円) 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
深夜	迂回割引適用後		
	対距離	1,600円 (▲470円) 阪高:1,190円 ネクスコ:410円	1,510円 (▲510円) 阪高:790円 ネクスコ:720円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)

## 新たな料金の具体事例②

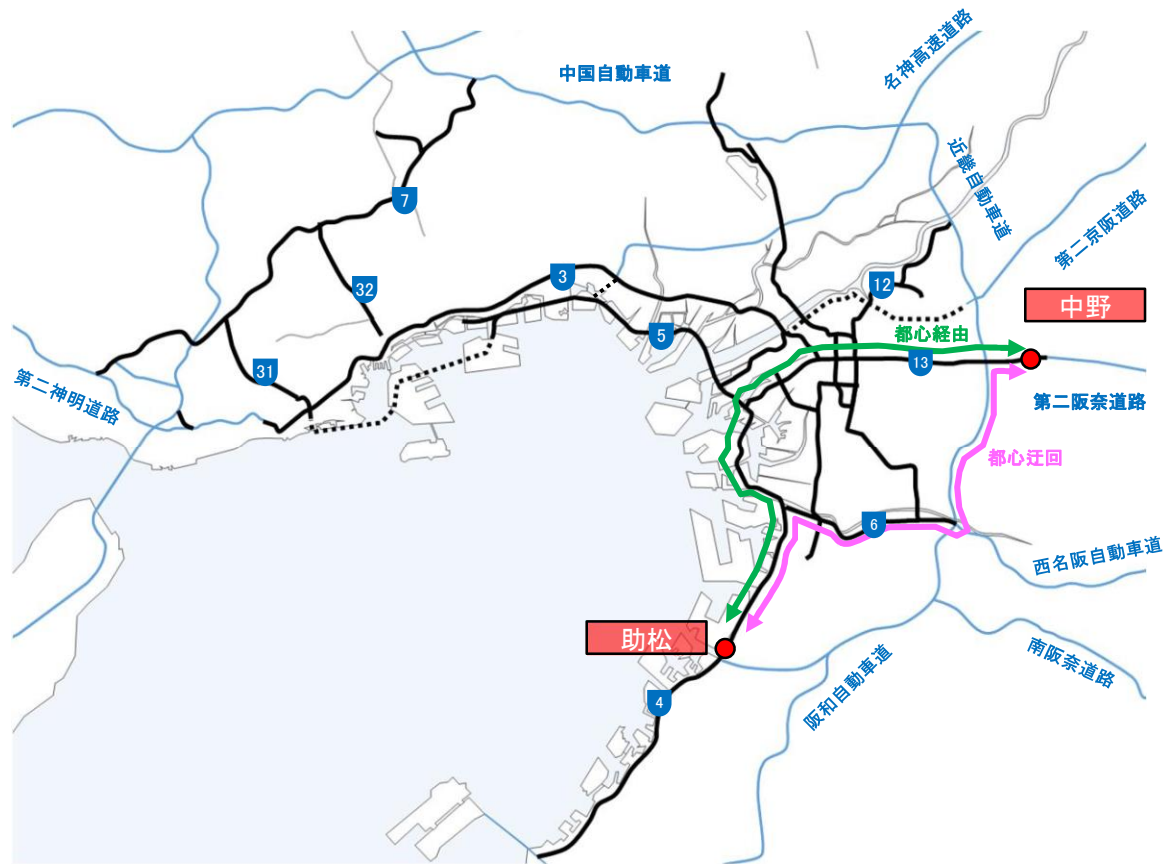
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

### ■経路別料金の例

普通車(ETC車)

助松 ⇄ 中野		都心経由 阪神高速 経由 (36.4km)	都心迂回 6号大和川線 ・近畿道経由 (33.5km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,320円 阪神:1,320円 ネクスコ:0円	1,800円 阪神:1,290円 ネクスコ:510円
	新料金		
	対距離	1,460円 (+140円) 阪神:1,460円 ネクスコ:0円	1,800円 (±0円) 阪神:1,290円 ネクスコ:510円
深夜	迂回割引 適用後	1,460円 (±0円) 阪神:1,460円 ネクスコ:0円	1,460円 (▲340円) 阪神:1,290円 ネクスコ:170円
		1,170円 (▲290円) 阪神:1,170円 ネクスコ:0円	1,150円 (▲310円) 阪神:1,030円 ネクスコ:120円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
- (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用



# 新たな料金の具体事例③

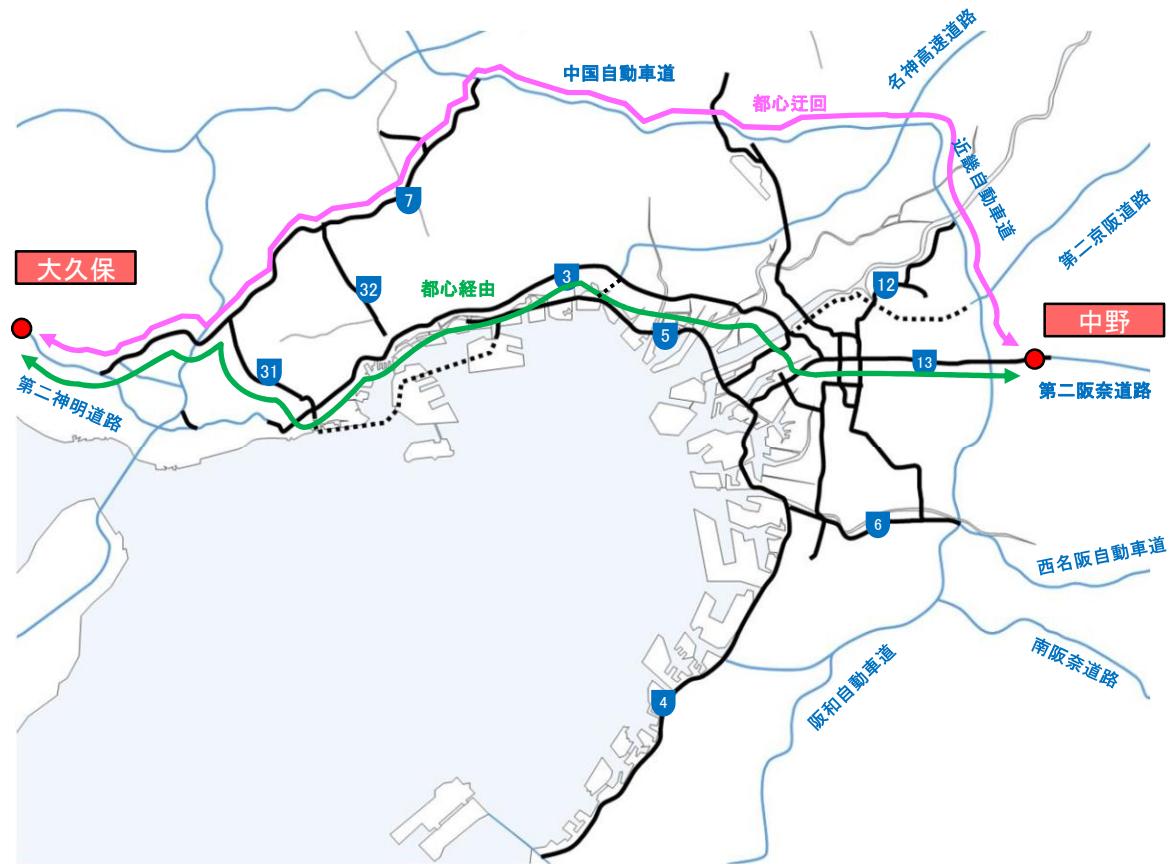
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

## ■経路別料金の例

普通車(ETC車)

大久保 ⇄ 中野		都心経由 阪神高速 経由 (73.0km)	都心迂回 7号北神戸線 ・中国道経由 (84.6km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,510円 阪神:1,320円 ネクスコ:190円	3,570円 阪神:1,620円 ネクスコ:1,950円
	新料金		
	対距離	2,140円 (+630円) 阪神:1,950円 ネクスコ:190円	3,570円 (±0円) 阪神:1,620円 ネクスコ:1,950円
深夜	迂回割引 適用後	2,140円 (±0円) 阪神:1,950円 ネクスコ:190円	2,140円 (▲1,430円) 阪神:1,620円 ネクスコ:520円
		1,750円 (▲390円) 阪神:1,560円 ネクスコ:190円	1,720円 (▲420円) 阪神:1,300円 ネクスコ:420円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
- (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用

# 新たな料金の具体事例④

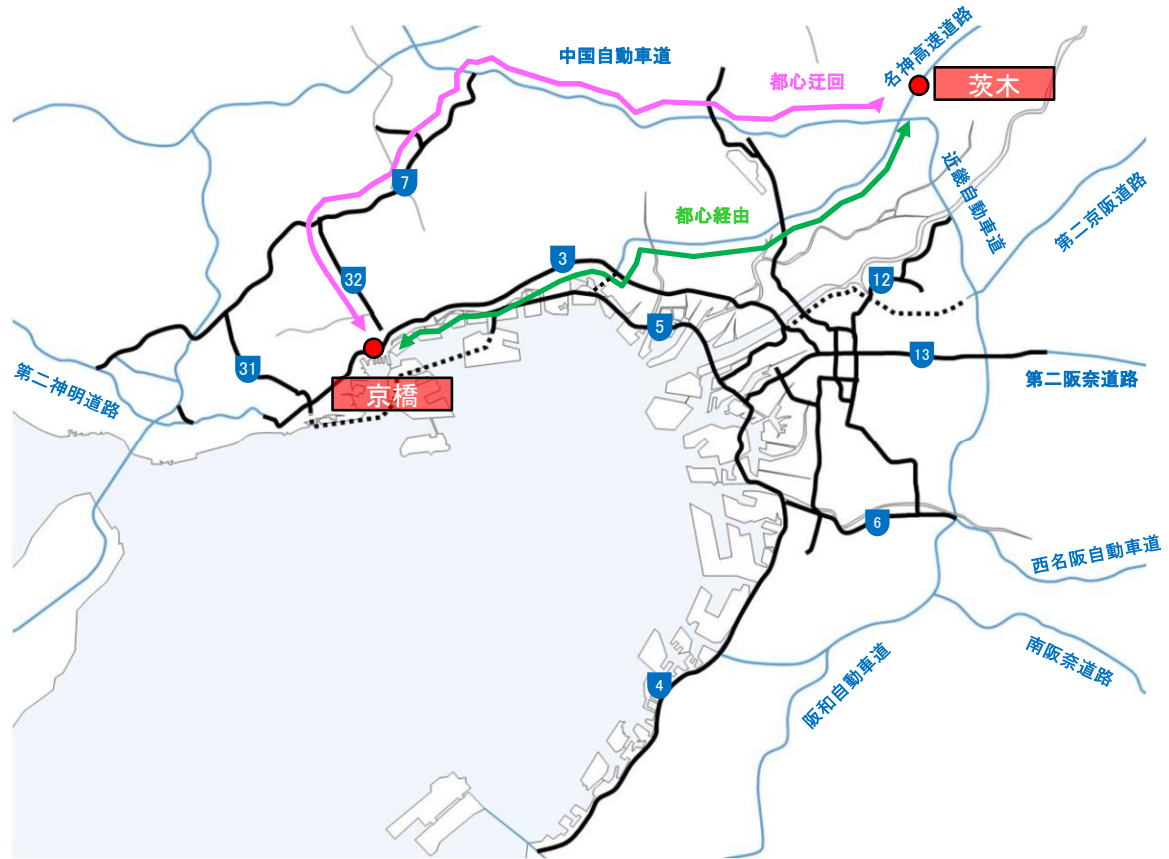
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

## ■経路別料金の例

普通車(ETC車)

いばらき 京橋 ⇄ 茨木		都心経由 3号神戸線 ・名神経由 (40.9km)	都心迂回 7号北神戸線 ・中国道経由 (53.9km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,760円 阪神:800円 ネクスコ:960円	2,190円 阪神:1,050円 ネクスコ:1,140円
	新料金		
	対距離	1,760円 (±0円) 阪神:800円 ネクスコ:960円	2,190円 (±0円) 阪神:1,050円 ネクスコ:1,140円
深夜	流入割引 適用後	1,760円 (±0円) 阪神:800円 ネクスコ:960円	1,760円 (▲430円) 阪神:800円 ネクスコ:960円
		1,310円 (▲450円) 阪神:640円 ネクスコ:670円	1,310円 (▲450円) 阪神:640円 ネクスコ:670円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
- (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用

## 現金でご利用のお客さまへの対策

○ 現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取組みなど必要な対策を実施

### 【例】

#### ○ETC車載器購入助成

ETCの更なる普及、利用の促進を図るため、ETC車載器の購入に当たり助成を実施しています。

・10,000円／台 × 15,000台（2023年11月13日～2024年1月31日）

#### ○ETCパーソナルカードの利便性向上

クレジットカードをお持ちでないお客さまにもETCをご利用いただけるETCパーソナルカードについてデポジット下限額等の見直しを実施（2023年3月1日）するなど利便性向上に努めています。

- ・デポジット最低額：従来の20,000円から3,000円へ引き下げを実施
- ・デポジット額：従来の20,000円に加えて3,000円、5,000円、10,000円を新設
- ・デポジット額に対する利用限度額：従来の80%から100%へ引き上げを実施

#### ○ETC料金割引制度のさらなる広報の充実

ETC割引制度等について、HP及びPAにおける各種媒体等を活用した更なる広報を充実します。

# 意見募集要領

阪神高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

## 「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

1. 意見募集対象「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について（PDFファイル）

2. 意見募集期間 令和5年12月22日（金）～令和6年1月5日（金）17：00

3. 意見送付方法

（1）ホームページからのご意見送付の場合

ホームページの意見提出フォームにご意見をご記入の上、募集期間内に送信して下さい。

（なお、こちらのページは通信内容を保護する措置を講じています。）

（2）郵送の場合

意見提出様式（PDFファイル）にご記入の上、下記まで送付して下さい。（募集期間最終日必着）

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号 横浜三井ビルディング5階

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 企画部計画調整課 意見募集担当宛

4. 注意事項

- ・ 電話によるご意見の受付は対応致しかねますので、予めご了承下さい。
- ・ 皆様から頂いたご意見につきましては、計画の検討の参考とさせていただきます。  
なお、ご意見に対しての個別の回答は致しかねますので、予めその旨ご了承願います。
- ・ 頂いたご意見の内容につきましては、公開される可能性があることをご承知おき下さい。  
（氏名、連絡先等の個人情報除きます。）

5. お問い合わせ先

内容	阪神高速道路 に関する事	NEXCO 西日本 に関する事	左記以外 に関する事
窓口	阪神高速 お客さまセンター	NEXCO 西日本 お客さまセンター	高速道路機構 企画部計画調整課 意見募集担当
電話番号	06-6576-1484 (24時間)	0120-924-863 (フリーダイヤル) (24時間) 又は 06-6876-9031 (フリーダイヤルがご利用できないお客さま)	045-228-5977 (9:00~17:00 土日・祝日・年末年始 12/29~1/3を除く)

【ご意見の郵送先】

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目 1 番 2 号 横浜三井ビルディング 5 階

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

企画部計画調整課 意見募集担当宛

意見提出様式

(\*印の項目は必ずご記入ください)

氏 名*	(ふりがな)
所 属	(会社名、所属団体名) (部署名)
住 所*	
電話番号*	
電子メールアドレス	
ご意見*	

※取得した個人情報の管理につきましては、「個人情報保護規程」等により、紛失、改ざん、漏えい等の防止のための措置を講じ、個人の権利利益を保護いたします。